

第2次宗像市環境基本計画（案）

平成30年1月

宗 像 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の対象範囲	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の構成	5
第2章 宗像市の概況	6
1. 位置と沿革	6
2. 気候	7
3. 人口	7
4. 産業	8
5. 土地利用	9
第3章 第1次宗像市環境基本計画の実績と評価	10
1. 施策の進捗状況	10
2. 市民の評価	12
3. 第1次計画に示した取り組みの成果と課題	14
第4章 目指す環境像	15
1. 目指す環境像	15
2. 施策体系	16
第5章 達成に向けた取り組み	18
1. 自然環境	18
1-1 水	20
1-2 海	22
1-3 緑	25
1-4 生物	28
2. 生活環境	32
2-1 公害	34
2-2 ごみ	38

3. 都市環境	41
3-1 居住環境	43
3-2 景観	46
4. 地球温暖化	48
4-1 緩和策	51
4-2 適応策	55
5. 教育・協働	58
5-1 教育	59
5-2 協働	6

第6章 計画の推進体制及び進行管理

1. 計画の推進体制	63
2. 計画の進行管理	65

【資料編】

1. 計画策定の経緯	資料-1
2. 宗像市環境基本条例	資料-3
3. 宗像市環境保全審議会規則	資料-5
4. 宗像市環境保全審議会委員名簿	資料-7
5. 宗像市環境保全審議会への諮問書	資料-8
6. 宗像市環境保全審議会からの答申書	資料-9
7. 自然環境研究会委員名簿	資料-10
8. ワークショップ開催実績	資料-10
9. 宗像市環境基本計画策定委員会	資料-11
10. 市民意見提出手続きパブリック・コメント、による意見と回答	資料-12
11. 用語解説	資料-13

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

近年、世界中で地球温暖化が原因とみられる異常気象や災害が数多く発生し、私たちの生存基盤である地球環境に甚大な被害を及ぼしています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、人類の活動に起因する二酸化炭素等の温室効果ガスの累積排出量が現状のまま増大していくと、地球環境は回復不可能な状況になると示唆されています。

しかし、世界経済のグローバル化や後発開発途上国の都市化など、人類の活動は今も急速な拡大を続けており、温室効果ガスの増大だけではなく資源の枯渇や自然環境の破壊など、地球環境への影響はより深刻化しています。経済発展や技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなった一方で、人類の基盤となる地球環境は限界に達しつつあります。地球環境の限界が目前に迫る中、物質的な豊かさだけでなく、精神的にも豊かな暮らしをするために、私たちが今後どうしていくのかが課題となっています。

異常気象、エネルギー問題、資源の枯渇などは、私たちの生活や事業活動に起因するところが大きく、また、それらに多大な影響も及ぼしています。地球で起こっている事態を正しく理解し、それに対する世界の動向を知り、私たちの生活や事業活動の中で何ができるかを考え行動することが求められています。

平成29年7月、宗像大社を構成資産とする「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」がユネスコの世界遺産に登録されました。地球規模の環境問題に対応し、持続可能な社会の実現に貢献することは、世界遺産のあるまちとしての使命であるとも考えます。

宗像市では、環境保全についての基本理念を定めた「宗像市環境基本条例」を制定し、平成20年の「第1次宗像市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）の策定、平成23年の「宗像市地球温暖化対策実行計画」の策定により、主に市内の環境課題を解決するための施策に取り組んできました。

日常や地域にかかる環境問題であっても、ひいては地球規模の環境問題に影響することも少なくないことから、「第2次宗像市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）では、第1次計画等の施策の方向性を引き継ぎながらも、地球規模の環境問題の解決を意識し、積極的に施策に取り組んでいきます。

●持続可能な開発目標（SDGs）との関連

平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させる統合的な取り組み「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。2030 アジェンダは、先進国を含むすべての国に適用される国際目標で、その中核となる「持続可能な開発目標（SDGs）」は、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。日本においても平成 28 年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）の実施方針」を決定し、SDGs の実現に積極的に貢献するとしています。

この実施方針には、全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みを推進することが不可欠であり、地方自治体の各種計画等の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励する旨が記載されています。

このため、第 2 次計画においても各施策に関連する SDGs のゴールを明確にし、SDGs の実現に貢献していきます。



[資料:国際連合広報センターホームページより]

■SDGs の 17 のゴール

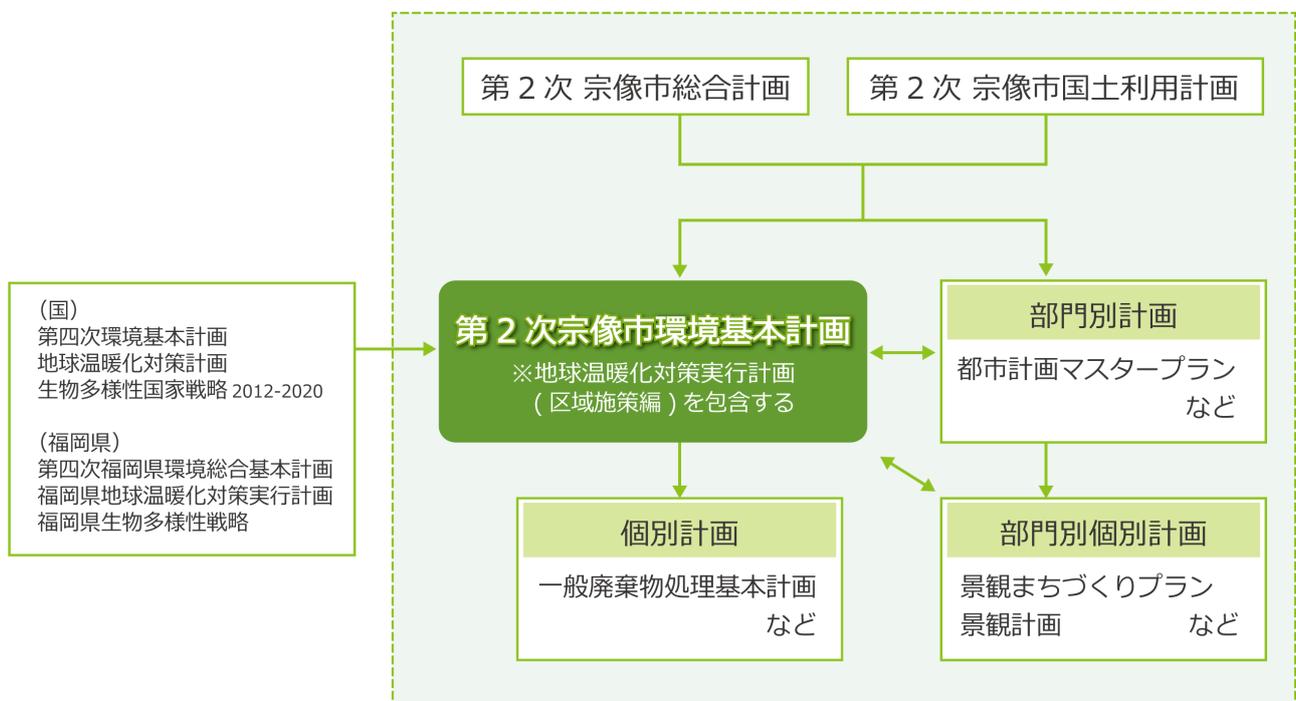
2. 計画の位置付け

第2次計画は、宗像市環境基本条例第7条の規定に基づき策定する計画です。この条例は、環境の保全についての基本理念、市の施策を策定する際の基本的方針等を定めているもので、第2次計画は、その基本理念の実現を図るための取り組みや推進体制等を定めるものです。

同時に、第2次計画は、第2次宗像市総合計画の目指す将来像である「ときを紡ぎ 躍動するまち」を環境面から実現するための環境行政のマスタープランであり、本市の環境保全・創造に関する各分野の施策・事業の基本となるものです。

計画の策定にあたっては、宗像市の行政の運営に関する基本構想である第2次宗像市総合計画、宗像市の土地利用の基本方針を定めた第2次宗像市国土利用計画に即するとともに、国・県の環境に関する各種計画、本市の他の個別計画等との整合を図っています。

また第2次計画で、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく「宗像市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の内容も包含し、一体的に進行管理します。



■計画の位置付け

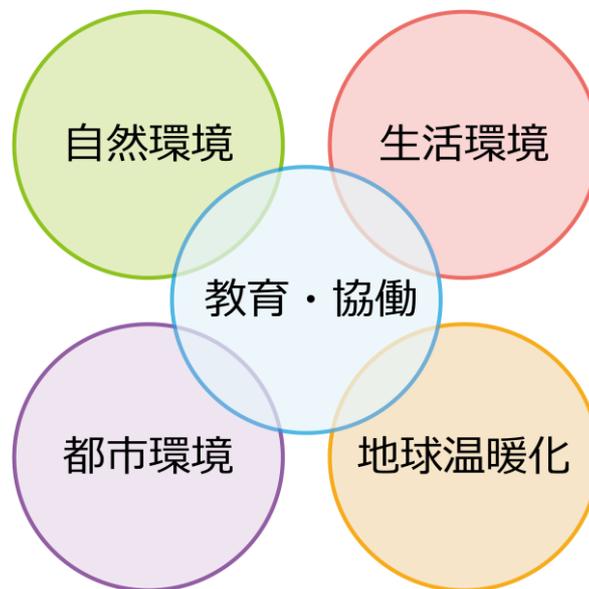
3. 計画の対象範囲

○対象とする地域

計画の対象地域は、宗像市全域です。必要な分野では、近隣自治体や国、県と連携、協力して取り組んでいきます。

○対象とする分野

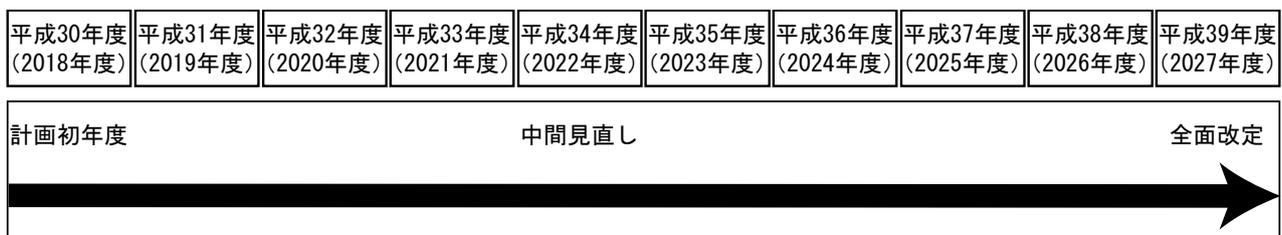
また、対象とする分野は、「自然環境」、「生活環境」、「都市環境」、「地球温暖化」の環境要素が属する4分野と、これを守り、創り、活用する手段としての「教育・協働」の1分野を加えた5分野とします。



■対象とする分野

4. 計画の期間

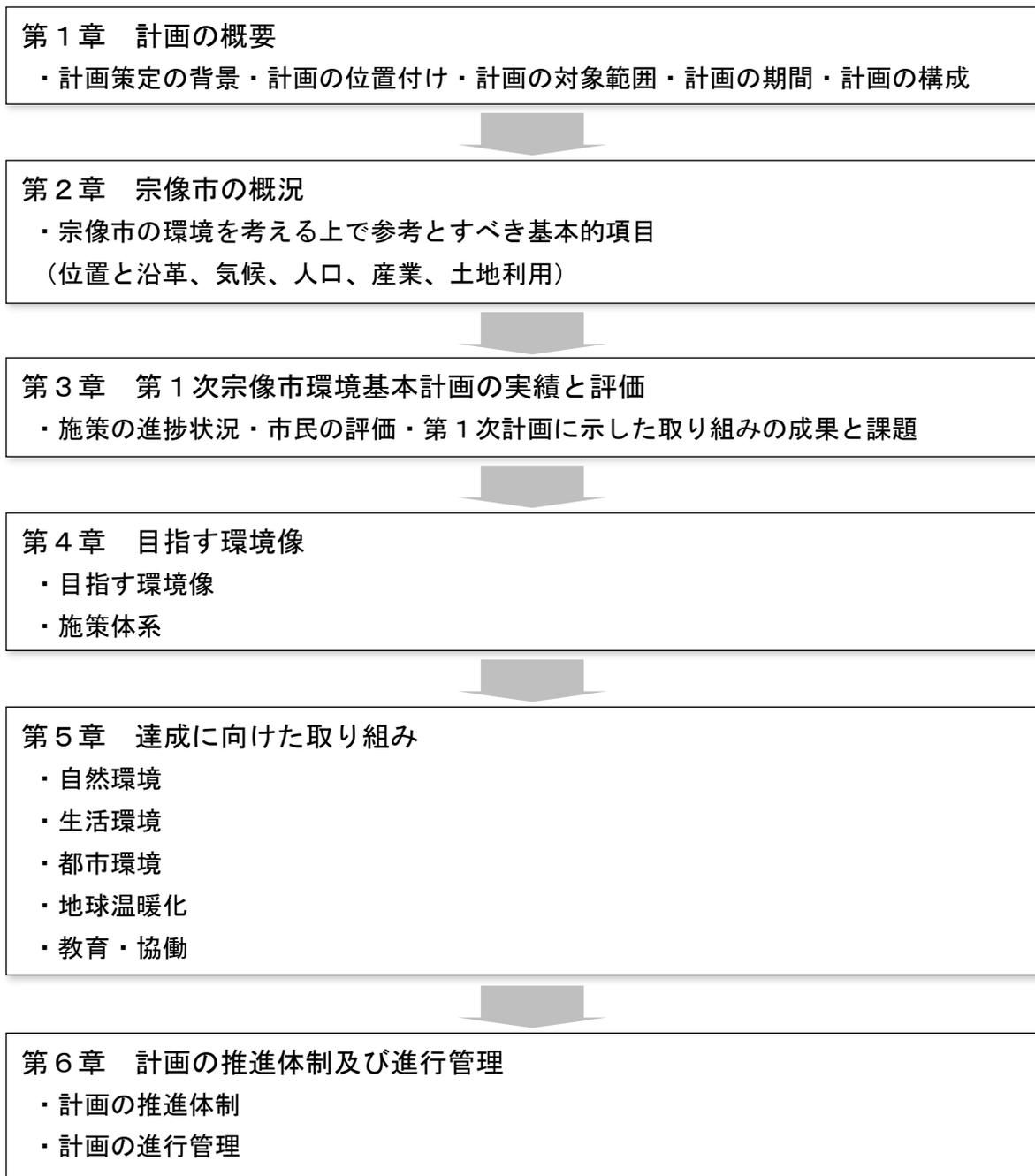
計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成39年度を目標年度とする10年間とします。5年後の平成34年度に中間見直しを行い、計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する大きな変化などが生じた場合は、必要に応じて改定を行います。



■計画の期間

5. 計画の構成

計画の構成は、以下のとおりです。



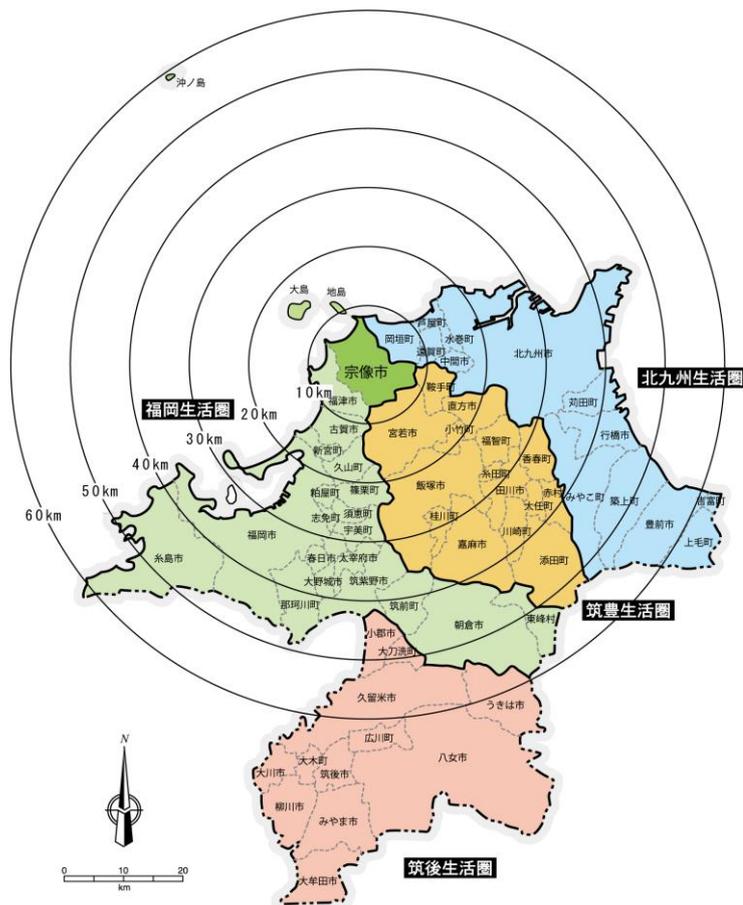
第2章 宗像市の概況

1. 位置と沿革

本市は、福岡市と北九州市の両政令指定都市の間に位置しており、北は玄界灘に面し、三方向は山に囲まれ、市中央を釣川が貫流しています。大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島を有し、市域面積は 119.91k m²です。

政令都市の間に位置するという恵まれた地理的条件、玄界灘の美しい海岸線やさつき松原、釣川、四塚連山などの豊かな自然、宗像大社、鎮国寺などの寺社仏閣や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町の街なみなど貴重な歴史・文化遺産などが魅力となり、本市は、昭和 40 年代以降、大規模な住宅団地開発や大学建設が相次いで進み、住宅都市、文化・学術都市として発展してきました。

平成 15 年 4 月に旧宗像市と宗像郡玄海町が合併、さらに平成 17 年 3 月の宗像郡大島村との合併により、新宗像市が誕生しました。現在は、市民と行政が一緒に、地域コミュニティを核とする市民参画・協働によるまちづくりを進めています。

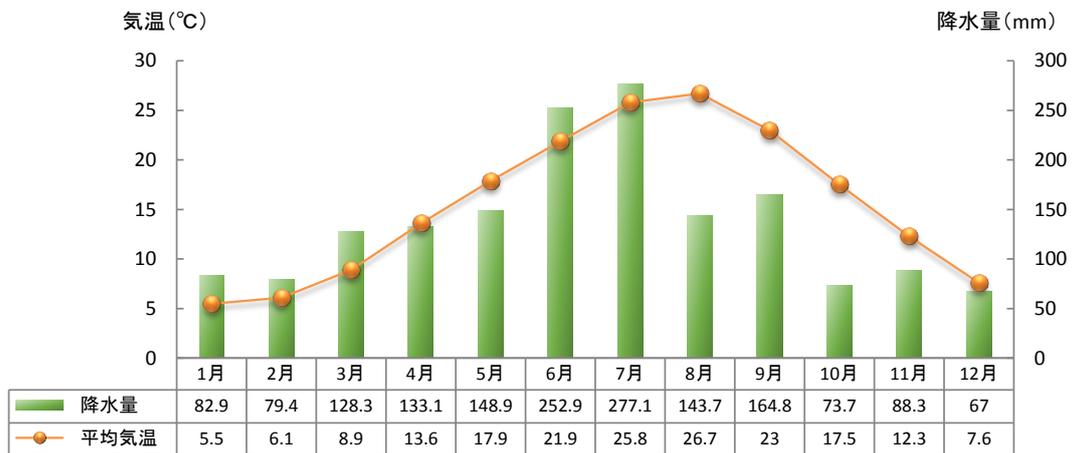


■ 宗像市の位置

2. 気候

宗像アメダス観測所で測定された平年値（1981～2010年の30年平均値）では、年間降水量1,640mm、平均気温15.6℃となっています。

年間を通じて温暖で、夏季に雨が多い気候ですが、冬季には北西の季節風が吹きつけ、曇りの日が多い日本海型気候区の特徴が見られます。



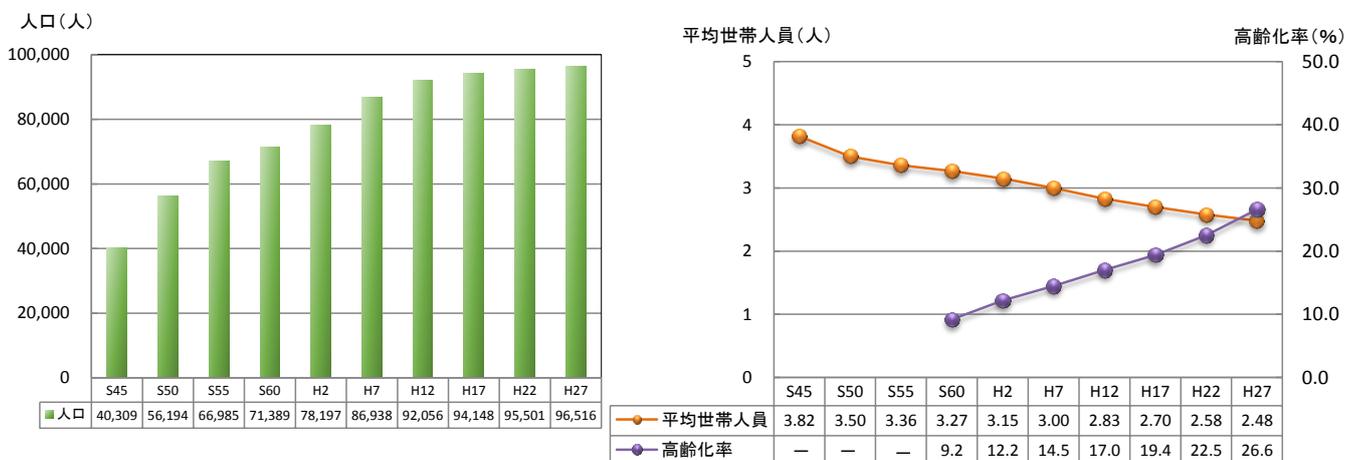
[資料：気象庁 平年値【宗像1981～2010年】月別の値]

■宗像市の月別平均気温と降水量(平年値)

3. 人口

平成27年国勢調査による本市の総人口は96,516人、世帯数は38,995世帯となっています。人口は緩やかに増加していますが、増加傾向は鈍化しています。また、世帯あたりの人員は、減少傾向が続いています。これは、単独世帯の増加や核家族化の進行によるものと考えられます。

一方、高齢者人口（65歳以上）の比率は26.6%（平成22年国勢調査：22.5%）となっており、今後さらに高齢化が進行すると予想されます。



[資料：国勢調査]

■人口と平均世帯人員、高齢化率の推移

4. 産業

平成 27 年国勢調査によると、本市の就業人口の構成比は、第 1 次産業 3.3%、第 2 次産業 20.3%、第 3 次産業 71.7%で、第 3 次産業への就業者割合が高くなっています。

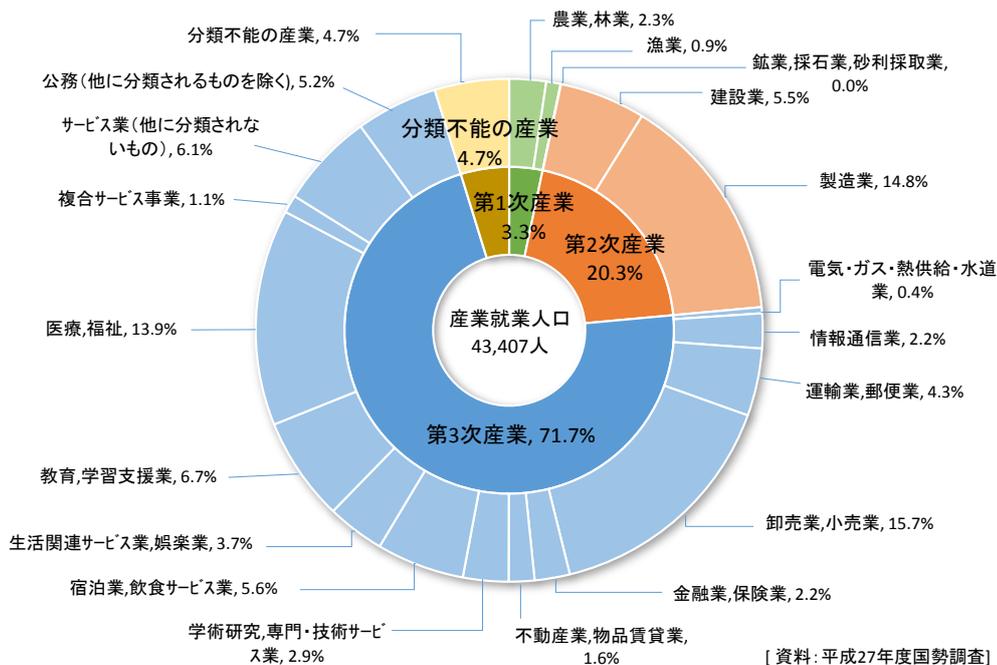
ただし、市外への通勤・通学者の割合は高く、昼間は約 26,000 人が流出するため、行政区内に、大規模企業や商業施設の少ない本市における産業は、農業、林業、漁業などの第 1 次産業の占める比率が高くなっているものと考えられます。

また、平成 20 年にオープンした宗像市観光物産館（道の駅むなかた）の利用者数は、平成 28 年度に約 173 万人に上るなど高い水準で推移しています。観光入込客数は、平成 27 年度が約 695 万人で、今後は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録などをきっかけとする交流人口の拡大により、観光業が各産業の成長を促すことが期待されます。

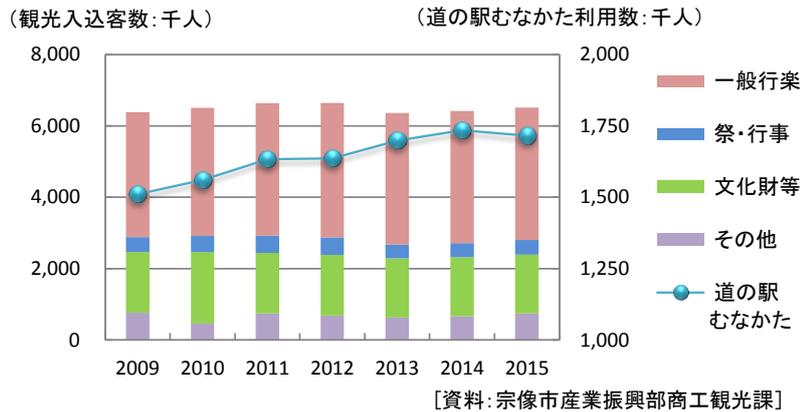
■宗像市の流入・流出人口の推移

年次	昼間人口 (A=B+E)	夜間 (常住) 人口 (B)	流入・流出人口			夜間人口に対する 昼間人口の割合 (F=A/B)
			流入人口 (C)	流出人口 (D)	増減 (E=C-D)	
平成 2年	64,020	78,197	7,403	21,580	-14,177	81.9%
7年	69,315	86,937	8,096	25,718	-17,622	79.7%
12年	74,889	92,056	9,286	26,453	-17,167	81.4%
17年	76,858	94,148	9,411	26,701	-17,290	81.6%
22年	78,895	95,501	9,115	25,721	-16,606	82.6%
27年	80,178	96,516	9,856	26,194	-16,338	83.1%

[資料：国勢調査]



■産業大分類別 15 歳以上就業者数の割合



■観光入込客数と「道の駅むなかた」利用者数の推移

5. 土地利用

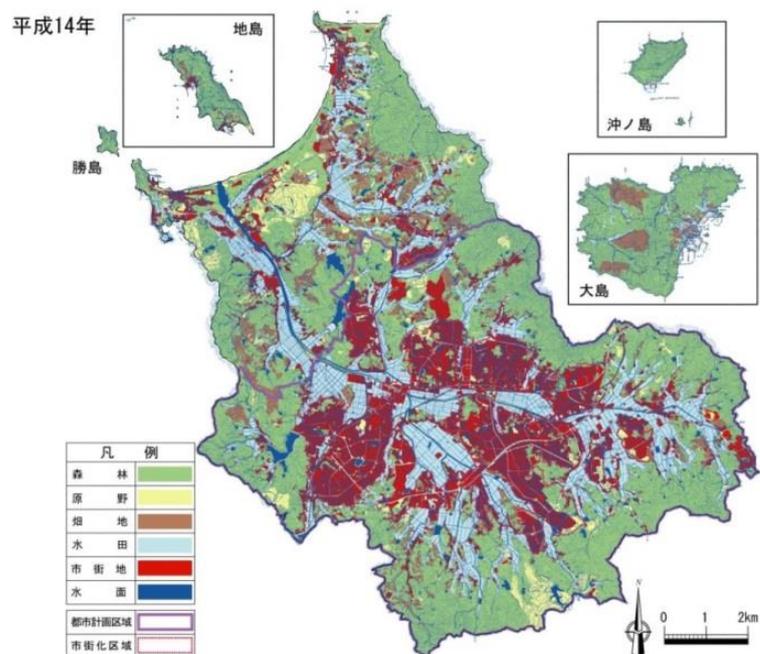
本市は、標高 200m～400m の山々や丘陵に囲まれ、海に向けて広がる盆地状の地形をなしており、中央部を釣川が貫流しています。

本市は、田、畑、山林など自然的土地利用が約 7 割を占める自然豊かな都市を形成していますが、宅地化の進行により農地は減少傾向にあります。

住宅地開発が釣川沿いの農地の後背となる丘陵部を中心に行われてきたため、市街地は分散しています。公共公益施設は、市役所周辺と高次の文化施設である宗像ユリックス総合公園周辺に一定の集積が見られますが、市全体で見ると分散した立地状況となっています。また、個人商店が減少し、幹線道路沿道などの大規模店への店舗の集約化が進み、身近な生活圏における商店の減少による、徒歩圏内での利便性の低下が危惧されます。

また、住民の高齢化の進行や建物の老朽化による住み替えによって空き家が増加しています。

さらに、近年では太陽光発電施設の設置のための開発が行われるようになり、本市が把握するだけで平成 29 年 3 月現在、130ha を超える施設が整備されています。



[資料: 国土数値情報ダウンロードサービス(国土交通省)]

■土地利用

第3章 第1次宗像市環境基本計画の実績と評価

1. 施策の進捗状況

第1次計画では、10年間の計画期間において、4つの環境目標を軸とする施策の体系に位置づけられる延べ62の施策と、主要環境プログラムとして設定された32のプログラムに取り組んできました。

このうち、施策の体系に位置づけられる施策の実施は59を数え、実施率は95%に達しました。実施率の低い施策は「優れた自然環境の保全と活用」、「快適で美しいまちの創造」に関するものです。特に自然環境の保全は近年、地球規模での取り組みを期待されている課題です。本市としても引き続き取り組むべき内容として位置づけます。

■施策の体系に位置づけられる施策の進捗状況

実現に向けた目標	目標達成に向けた方向性	目標達成のための個別施策	実施状況※	施策の数	実施数	実施率
1 ために 優れた自然と共生する	(1) 川を中心とした環境の保全と創造	①「釣川グリーンネット基本構想・計画」の推進	○	1	1	100%
		②法に基づく自然環境の保全	△	2	1	75%
	(2) 優れた自然環境の保全と活用	③海や島などの自然とふれあう場・機会の創出	○	3	3	
		(3) 多様な生態系の保全と再生	①里地里山の保全と再生	○	4	
	②農林水産業からみた環境保全		○	2	2	
	2 に 住み良いまちを持続するため	(1) 循環型社会の構築	①3Rの推進による循環型社会の構築	○	3	3
②地産地消の推進(有効資源の再生利用)			○	1	1	
③資源化の推進と再生品の利用促進			○	2	2	
(2) ごみ減量の推進		①ごみ減量の推進	○	1	1	100%
		②ごみ処理制度の充実・整備と適正処理	○	3	3	
		③バイオマスの活用検討	○	1	1	
(3) 生活環境の保全		①公害の防止	○	3	3	100%
		②生活排水等の適正な処理	○	2	2	
		③生活に必要な水の確保	○	2	2	
3 のために うるおいある地域を創	(1) 地域資源の保全と活用	①“地域資源”の有効活用	○	2	2	100%
		②環境に配慮した農業・漁業の推進	○	1	1	
		③歴史・文化資源の保全と活用	○	3	3	
	(2) 快適で美しいまちの創造	①環境美化対策の推進	○	3	3	88%
		②身近な公園緑地の整備	△	3	2	
		③安全で快適な街なみ空間の整備	○	2	2	
(3) 特徴ある景観の創造	①都市景観、農村・漁村景観の形成	○	3	3	100%	
4 ために 美しい地球の	(1) 暮らしの中の省エネ対策	①暮らしの中の省エネ対策	○	2	2	100%
		②交通手段利用時の省エネ対策	○	2	2	
	(2) 地球温暖化防止対策	①省エネルギー対策の推進	○	4	4	100%
		②二酸化炭素吸収源の確保	○	2	2	
	(3) 新エネルギーの有効利用	①新エネルギー活用の促進	○	2	2	100%
計				62	59	95%

※：○：概ね実施している。△：一部実施している。×：実施していない。

一方、主要環境プログラムは、行政や市民との協働を軸に、本市で重点的に取り組むべき施策として設定したものです。主要環境プログラムの数が32に対し、実施数は23で実施率は約7割でした。「協働による計画の推進」に関する施策の実施率が低いため、第2次計画ではさらに積極的に展開していく必要があります。

■主要環境プログラムの進捗状況

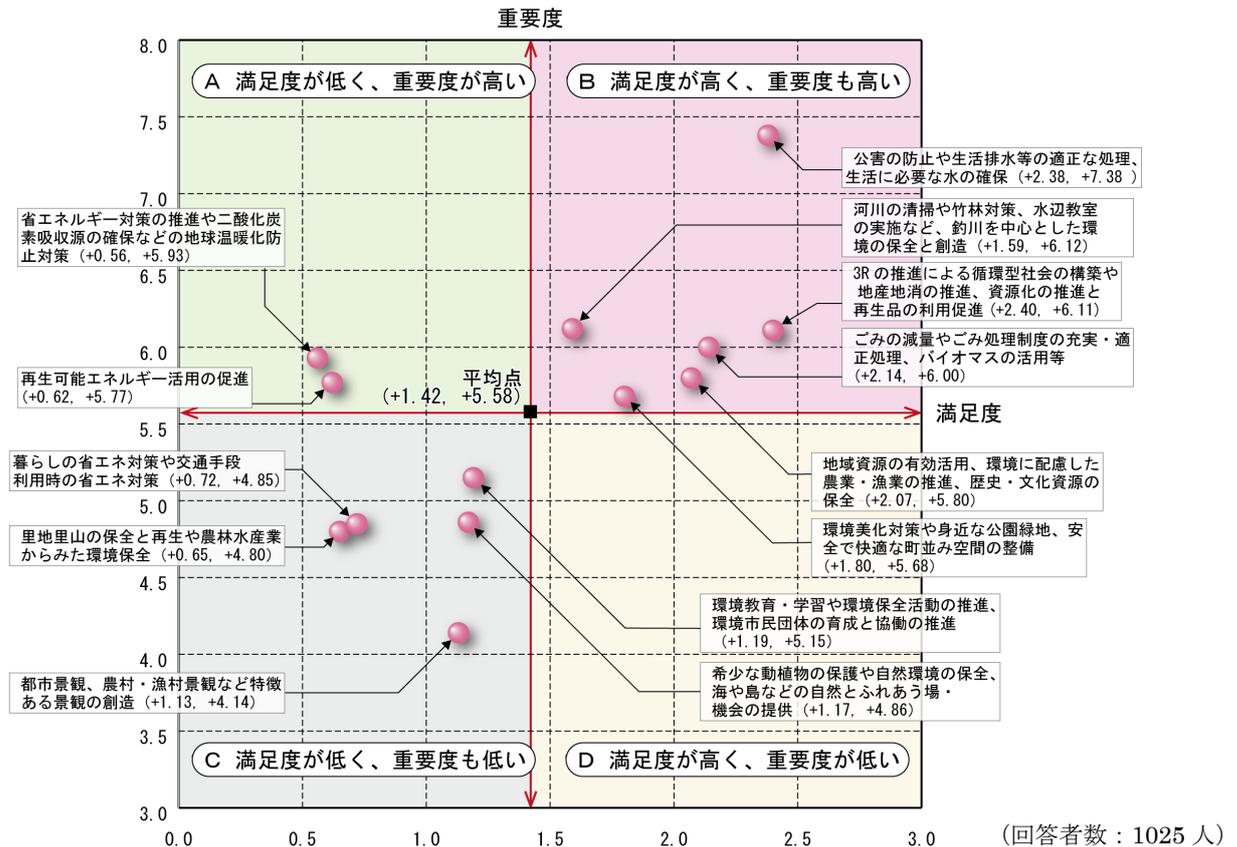
主要環境プログラム	実施プログラム		実施状況	実施状況※	施策の数	実施数	実施率
1. 「釣川グリーンネット基本構想・計画」の推進	水源かん養林の保全・保育		・新立山にて定期的な下草刈りの実施 ・小学校4年生の水辺教室の実施	△	3	2	67%
	農地の保全		・3地区の農業体験農園を整備 ・各種農業体験事業を実施 ・ため池や水路などを地域との協働で管理	○	3	3	100%
	竹林の管理		・NPO 法人による竹林の定期的な伐採の実施 ・放置竹林モデル対策事業の実施 ・福岡県放置竹林対策連絡会議に加入	○	3	3	100%
2. 循環型社会づくりの推進	3Rの推進		・分別収集のシステム継続実施 ・マイバッグ普及運動の実施	○	2	2	100%
	地域循環システムの構築	食と農と環境	・玄海地域のホテル・旅館・飲食店から出る生ごみを肥料化し、その肥料で栽培した有機野菜を販売する循環システムを構築	○	2	2	100%
地産地消の推進		・地元農産物の学校給食への提供 ・宗像産農水産物活用レシピの作成					
3. 地域資源活用の推進	地域資源の保全と活用		・道の駅むなかたを拠点にエコツーリズムを推進	○	1	1	100%
4. 暮らしの中の省エネルギー対策の推進	暮らしの中の省エネ対策		・エコ出前講座を開催し環境家計簿の普及を推進 ・マイ箸運動の実施	△	3	2	67%
	交通手段利用時の省エネ対策(自動車以外の交通の利用促進)		・コミュニティバス等の時刻改定 ・赤間駅等で自転車駐車場を整備	△	4	2	50%
	交通手段利用時の省エネ対策(エコドライブ運動の推進)		・市広報紙に啓発記事を掲載	△	3	1	33%
5. 協働による計画の推進	市民協働組織の設立		・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で環境保全市民協働会議を開催	○	1	1	100%
	環境リーダーの育成と市民活動支援		・環境リーダー育成講座を開催 ・宗像環境団体連絡協議会を設立 ・各種市民活動団体への情報提供や補助金を交付	△	3	2	67%
	環境教育プログラムの作成		・小学4年生の水辺教室の実施 ・宗像国際育成プログラムの実施	○	1	1	100%
	新システムの導入検討(「地域環境保全協定制度」の導入検討)		・優良環境行動賞の表彰を実施	△	2	1	50%
	新システムの導入検討(「ポイントシステム」の導入検討)			×	1	0	0%
計					32	23	72%

※: ○:概ね実施している。△:一部実施している。×:実施していない。

2. 市民の評価

第1次計画で取り組んできた施策は、その方向性により13の取り組みに区分することができます。

これらの取り組みに関する市民評価では、今後優先的に取り組むべき事項に「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギー活用の促進」、「里地里山の保全と再生」、「環境教育・学習の推進」、「希少な動植物の保護や自然環境の保全」が挙げられています。



●加重平均値の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点(満足度)を算出する。重要度も同じ。

$$\text{評価点} = \frac{\begin{matrix} \text{「かなり満足」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ + \\ \text{「やや満足」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ + \\ \text{「やや不満」の回答者数} \times (-5 \text{点}) \\ + \\ \text{「かなり不満」の回答者数} \times (-10 \text{点}) \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{「かなり満足」、「やや満足」} \\ \text{「どちらともいえない」、} \\ \text{「やや不満」、「かなり不満」} \\ \text{の回答者数} \end{matrix}}$$

この算出方法により、評価点(満足度)は10点～-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、10点に近くなるほど評価は高くなり、逆に-10点に近くなるほど評価が低くなる。

※市民アンケート調査では、13の取り組み区分毎に満足度と重要度を回答していただいています。上記の図は、それぞれを指数化し、二次の平面上にプロットすることで、市民の環境施策に関する評価や今後の意向を整理したものです。施策満足度の低いA、Cのフィールドにある施策を対象に、重要度の高いAフィールドに近いものから優先的に取り組むことが求められています。

■環境施策に関する満足度と重要度

●参考資料 第2次計画策定のための基礎調査(市民アンケート)

※以下「市民アンケート調査」とする。

宗像市では第2次計画の策定にあたって、市民の視点から見たこれまでの環境行政や環境の状況を把握するためのアンケート調査を行っています。本計画は、これらの調査より得られた市民意向を重視し検討を経て策定したものです。

市民アンケート調査の概要

- ◇対象 : 2,000 人
- ◇対象の抽出方法 : 市内にお住まいの18歳以上の方から2,000人を無作為に抽出
- ◇配布・回収方法 : 郵送法
- ◇調査期間 : 20日間
(平成28年6月15日～平成28年7月4日)

■アンケートの内容

- ・最も興味・関心のある取り組み
- ・周辺環境の満足度
- ・環境の保全や創造のための行動について
- ・市の施策・事業等について
- ・生物多様性について
- ・地球温暖化対策について
- ・家庭でのエネルギー使用状況について
- ・省エネルギーや新エネルギー設備の導入状況や今後の導入意向について

3. 第1次計画に示した取り組みの成果と課題

第1次計画では、指標となる項目（計画指標）と目安となる目標値を設定し、環境目標の達成状況の把握を行ってきました。

16の環境目標のうち、目標値を満たしているのが3項目（19%）、目標値は満たしていないが改善の傾向がみられるのが11項目（69%）、改善の傾向がみられない項目が2項目（12%）でした。

目標達成まで今一步の項目が多く、特に取り組みの効果を明確にできなかった「リサイクル率」、「市民1人あたりの二酸化炭素排出量」については、現状の分析を踏まえ、今後の取り組みを進めていく必要があります。

■数値目標の達成状況

計画指標	単位	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	実績値 (実績年)	評価 ^{注1}
自然景観の美しさに満足する市民の割合 ^{※1}	%	58.5 (平成18年度)	66.0 (平成29年度)	63.8 (平成28年度)	△
水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合 ^{※1}	%	28.3 (平成18年度)	41.0 (平成29年度)	33.9 (平成28年度)	△
緑とのふれあいに満足する市民の割合 ^{※1}	%	53.4 (平成18年度)	62.0 (平成29年度)	59.4 (平成28年度)	△
野鳥や昆虫等とのふれあいに満足する市民の割合 ^{※1}	%	43.9 (平成18年度)	51.0 (平成29年度)	46.8 (平成28年度)	△
ごみ総排出量 ^{※2}	トン	36,740 (平成16年度)	28,573 (平成27年度)	32,350 (平成27年度)	△
リサイクル率 ^{※2}	%	29.2 (平成16年度)	31.9 (平成27年度)	24.1 (平成27年度)	×
ごみ処理量 ^{※2}	トン	30,722 (平成16年度)	23,176 (平成27年度)	28,352 (平成27年度)	△
ポイ捨てなどの散乱ごみの少なさに満足する市民の割合 ^{※1}	%	28.6 (平成18年度)	46.0 (平成29年度)	35.0 (平成28年度)	△
川や池、海の水のきれいさに満足する市民の割合 ^{※1}	%	34.7 (平成18年度)	49.0 (平成29年度)	44.8 (平成28年度)	△
污水衛生処理率 ^{※3}	%	93.2 (平成16年度)	96.7 (平成27年度)	98.7 (平成27年度)	○
住民の環境関するモラルに満足する市民の割合 ^{※1}	%	26.6 (平成18年度)	43.0 (平成29年度)	42.5 (平成28年度)	△
公園や野外レクリエーション地の充実に満足する市民の割合 ^{※1}	%	41.9 (平成18年度)	52.0 (平成29年度)	45.7 (平成28年度)	△
街なみ景観の美しさに満足する市民の割合 ^{※1}	%	38.3 (平成18年度)	50.0 (平成29年度)	45.5 (平成28年度)	△
歴史や伝統に関するまちの雰囲気 ^{※1} に満足する市民の割合 ^{※1}	%	26.7 (平成18年度)	36.0 (平成29年度)	42.3 (平成28年度)	○
文化財、遺跡等の保存・整備状況に満足する市民の割合 ^{※1}	%	24.5 (平成18年度)	33.0 (平成29年度)	43.5 (平成28年度)	○
市民1人あたりの二酸化炭素排出量 ^{※4、注2}	t-CO ₂ /人	4.21 (平成15年度)	4.04 (平成29年度)	6.20 (平成25年度)	×

※1 市民の満足度の現況値は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は市民アンケート調査(平成18年度)で「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)

※2 ごみ総排出量、リサイクル率、ごみ処理量の現況値及び目標値は一般廃棄物(ごみ)処理基本計画より引用。

※3 污水衛生処理率の現況値及び目標値は一般廃棄物(生活排水)処理基本計画より引用。

※4 二酸化炭素排出量の現況値はエネルギー消費量などの活動量に二酸化炭素排出係数を乗じて算出したもの。

注1: ○:目標値を満たしている。△:目標値は満たしていないが、改善の傾向がみられる。×:改善の傾向が見られない。

注2: 「市民1人あたりの二酸化炭素排出量」の現況値、目標値は算定方法の見直しにあたって数値を変更している。

第4章 目指す環境像

1. 目指す環境像

豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち 宗像

— 地域に現存する自然や歴史などの資源を大切に守り活かすことで、
将来にわたって持続する社会を形成する —

持続可能な社会の形成は、私たち人類の活動による環境への影響が地球の限界に迫っている今日、第一に優先すべき課題です。国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）を進めるために日本が掲げる SDGs 実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」がビジョンとして掲げられています。

宗像市は、豊かな自然と歴史的資源に恵まれた市です。これら地域の誇るべき環境資源を大切に守り、活かすことで将来にわたって持続する社会を形成します。また、物質的・経済的豊かさだけでなく、これら地域の活動を通じて人とつながり、地域とつながる安心・やすらぎ・誇りなどの精神的な豊かさがあふれるまちを創造していきます。

そして、物質的にも精神的にも豊かさを感じられる社会を将来に確実に引き継いでいくことが、現在を生きる私たちの最大のミッションです。

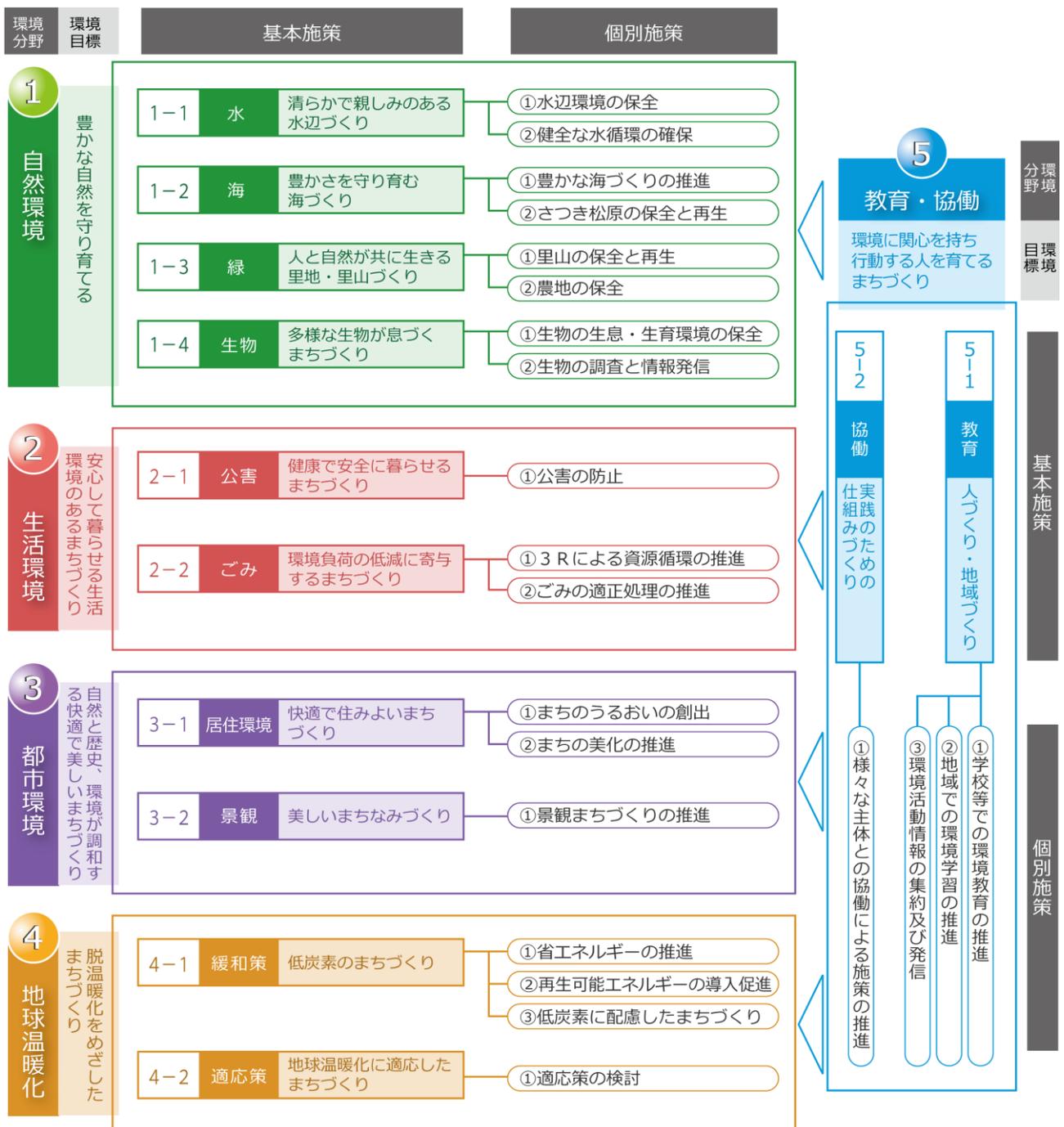
第2次計画では、環境保全、経済の発展及び社会的課題の解決が図られた持続可能な社会を目指し、『豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち 宗像』を目指す環境像とします。

2. 施策体系

第2次計画における施策の体系を示します。

宗像市では17の持続可能な開発のための目標（SDGs）のうち、環境に関係する12の目標（ゴール）に向けた取り組みを、第2次計画を通じて行っていきます。

「■第2次計画の施策の体系とSDGsの関係」では、各ゴールのロゴマークの下にSDGsで示される169のターゲットのうち、第2次計画の施策と方向性を同じくする21のターゲットを示します。





[資料:国際連合広報センターホームページより]

■ 第2次計画で取り扱うSDGsの12のゴール



[資料:国際連合広報センターホームページより]

■ 第2次計画の施策の体系とSDGsの関係

第5章 達成に向けた取り組み

1. 自然環境

環境目標

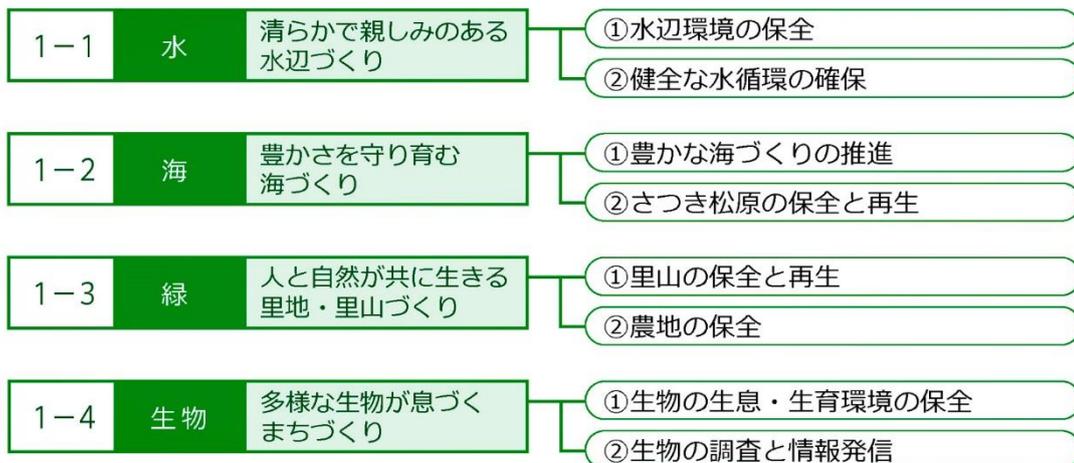
豊かな自然を守り育てる

宗像市は、玄界灘に面し、周囲には四塚連山をはじめ、新立山、許斐山などの緩やかな山並みが連なり、その山々から流れる清流は釣川となってまちの中央を流れています。釣川流域には肥沃な平野が広がり、海岸線には白砂青松で有名なさつき松原など玄海国立公園の見事な眺望が広がります。特に、世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である沖ノ島は、古くから立ち入りが厳重に制限されてきたこともあり、手つかずの自然が多く残されています。

また、本市の豊かな自然は、多様な生物の生育・生息の場となっており、環境省や福岡県の「レッドデータブック」に掲載されている絶滅のおそれのある野生生物も多く確認されています。

自然環境の分野の環境目標は「豊かな自然を守り育てる」です。10年後のあるべき姿を“清らかな水、豊かな海、生き生きとした里地・里山が広がる風景の中に多様な生物が生息し、人と自然が共生しているまち”とし、「清らかで親しみのある水辺づくり」「豊かさを守り育てる海づくり」、「人と自然が共に生きる里地・里山づくり」、「多様な生物が息づくまちづくり」に取り組みます。

■ 施策体系



■指標

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	単位
川や池、海の水のきれいさに満足する市民の割合	44.8 (平成 28 年度)	58.0 (平成 39 年度)	%
水や水辺のふれあいに満足する市民の割合	33.9 (平成 28 年度)	51.0 (平成 39 年度)	%
自然景観の美しさに満足する市民の割合	63.8 (平成 28 年度)	73.0 (平成 39 年度)	%
緑とのふれあいに満足する市民の割合	59.4 (平成 28 年度)	70.0 (平成 39 年度)	%
生物多様性について知っているまたは聞いたことがある市民の割合	54.6 (平成 28 年度)	70.0 (平成 39 年度)	%
野鳥や昆虫等とのふれあいに満足する市民の割合	46.8 (平成 28 年度)	64.0 (平成 39 年度)	%

※市民の満足度の現況値は市民アンケート調査で「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「どちらともいえない」と回答した市民の半数が満足すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)

■市民の想い

水	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの住める水辺になってほしい ・自然とふれあう場所や機会がもっとあればいい ・水質の向上を望む ・土手の維持管理を十分に行ってほしい
海	<ul style="list-style-type: none"> ・海に浮かぶごみを取り除き、きれいにしてほしい ・さつき松原のサイクリングコースの草がかなり生い茂っている
緑	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設の設置は山林などを伐採してまでも必要なのか。緑のまま景観を残してほしい
生物	<ul style="list-style-type: none"> ・生物について知らないことが多いので広報紙等で周知してほしい

[資料：市民アンケート調査]



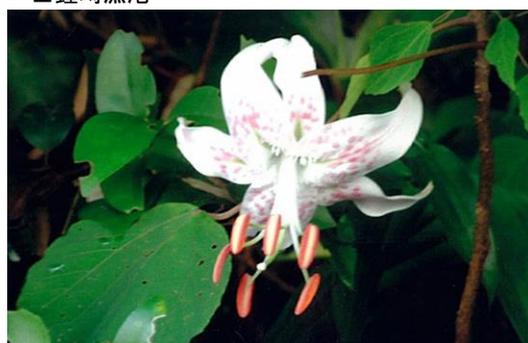
■釣川



■鐘崎漁港



■竹林に覆われた里山



■カノコユリ

1-1 水

～ 清らかで親しみのある水辺づくり ～

(1) 課題の抽出

■現状と課題

釣川は、宗像市吉留の山中に源流があり、総延長 16.3 km の二級河川で、朝町川、山田川、樽見川などの支流と合流し玄界灘に注いでいます。釣川は、宗像市の自然のシンボリックな存在の一つであるとともに、市民生活や農業を支える大切な水源となっています。釣川の水量は少ないため、川の水をダムに汲み上げて水道水源とし、使用した水は終末処理場で浄化処理して釣川に放流し、再度水道水源として利用するという独自の水のリサイクルを行っています。

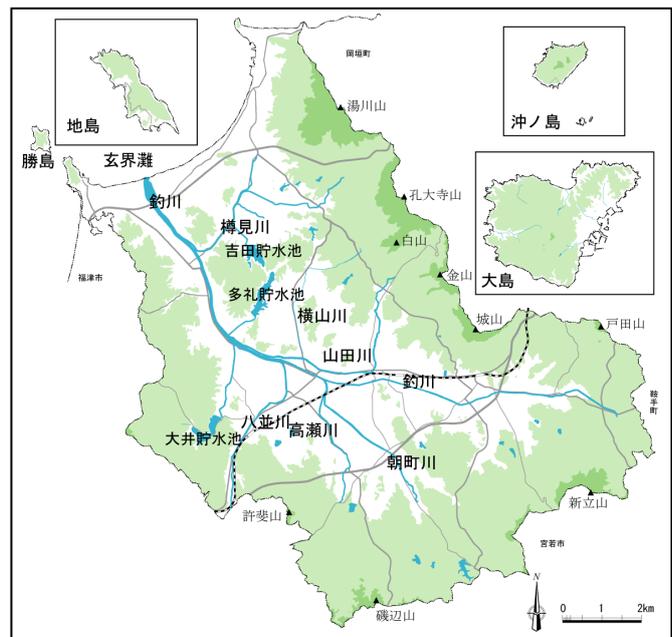
昭和 50 年代には、生活排水の影響で水質が悪化し、一時は魚が棲めなくなる箇所もありましたが、その後、下水道の整備や下水高度処理の実施、森林保全策の推進、水辺の整備などの取り組みが行われ、河川の浄化と自然環境の回復が図られてきました。

平成 13 年には、堤防強化の一環として「桜づつみ」が整備され、魚類やホタルなど川に生息する生物の生態系を守るため、瀬や淵の保全工事なども行われました。桜の植樹に加え遊歩道や公園も整備され、市民の憩いの場として現在も親しまれています。

私たちは、将来に渡って、釣川の清らかに澄んだ水、多様な生物が生息する水辺や人々が憩い親しむ水辺空間などを良好な状態に保つことが求められています。

河川を良好な状態に保つためには、森里川海の繋がりを意識し、保全活動に取り組んでいく必要があります。森林には、川の流量を一定に保つ機能、川の水質を浄化する機能、川への土砂流出を抑制する機能などがあります。また、里地・里山の土壌には雨水を貯留し、川の水量を安定させる機能や地下水をつくる濾過機能などがあります。良好な河川環境を保全するためには、森林や里地・里山の適切な管理と保全を行うことも求められます。

また、安全で良質な水を継承していくために、適正な水循環の確立が求められます。水資源の管理から水利用、還元に至る水処理の一連の流れを適切に行っていくとともに、上下水道施設の計画的な改築や更新、維持管理を行う必要があります。さらに、集中豪雨時の災害を防止するため、森林、農地や市街地の保水機能の向上などの治水・雨水対策を行い、洪水被害が広がりにくいまちづくりを推進していくことも必要です。



■釣川と主な支流

(2) 施策の方向性

■基本方向

釣川の貴重な水源や清流を守り、澄んだ水、自然豊かな水辺に生き物たちが集まり、人々が憩い親しむ水辺環境づくりを行います。また、水源林等の保全に取り組み、森林がもつ水源涵養機能や水質浄化機能などを向上させ、川の環境を良好に保ちます。さらに、健全な水循環を確保するため、森林、里地・里山、農地の保水機能の向上を図るとともに、集中豪雨時の災害防止に向けた雨水対策等を推進していきます。

【施策の柱】

- 水辺環境の保全
- 健全な水循環の確保

■取り組み事業

●水辺環境の保全

貴重な水源や清流を守り、生物の生息・生育環境を育み、人々が憩い親しむ水辺環境を創出するため、河川の水質浄化活動や美化意識の向上に取り組みます。

- ・釣川クリーン作戦等の河川美化活動の実施
- ・水辺の生き物観察会や水辺教室等の環境教育の推進
- ・ホテルの生息状況の調査と市民への周知
- ・水源林や里地・里山の適切な保全と管理

●健全な水循環の確保

釣川水域の水質を保全するため、市民や事業者に対し生活排水の適正な処理を促します。また、安全・安心な水を市民等に提供するため、水質管理の強化や上下水道施設の適切な管理を行います。さらに森林、農地や市街地の保水機能の向上や集中豪雨時の災害防止に向けた雨水対策を推進します。

- ・家庭・事業所における排水処理に関する意識啓発
- ・釣川の水質検査の実施
- ・上下水道施設における適切な水処理の実施
- ・合併処理浄化槽の設置及び維持管理にかかる補助の実施
- ・水源林や里地・里山の適切な保全と管理
- ・県と連携した河川改修及び適正な維持管理の実施
- ・浸水地域の雨水排水路の整備と適正な維持管理

1-2 海

～ 豊かさを守り育む海づくり ～

(1) 課題の抽出

■現状と課題

宗像地区は、古代から海とともに暮らし、海から様々な文化や幸をもたらされて発展してきました。宗像市内には、鐘崎、神湊、大島、地島の4つの漁港があり、それぞれの港では特徴ある漁業が展開され、福岡県内でも有数の漁獲高を誇っています。平成29年10月には、漁業の振興や海の環境保全などをテーマとした「第37回全国豊かな海づくり大会」が宗像市を主会場として開催され、大切な海を次世代へ引き継いでいくことなどが確認されました。

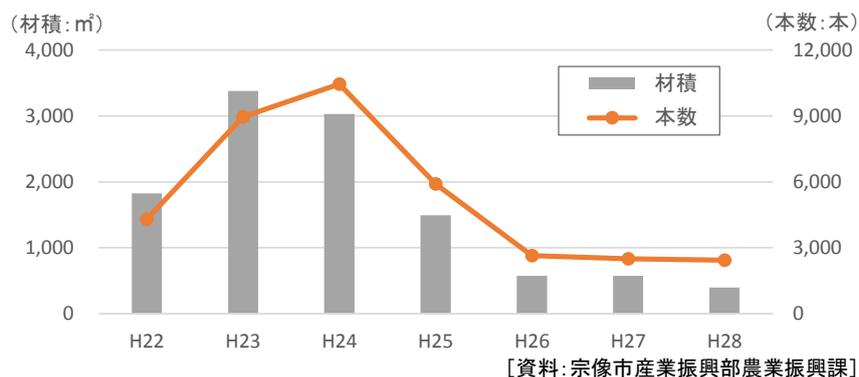
しかし、近年、豊穰の海と言われる玄界灘に異変が起きています。磯焼けにより藻場が減少し、獲れる魚の時期や魚種が変わり漁獲高が年々減少しています。海水温度の上昇や陸域からもたらされる栄養分の減少などが原因として考えられますが、その特定には至っていません。

また、市内の海岸には多数のごみが漂着しています。漂着ごみは、浜辺の景観を損なうとともに、海浜植物の生育阻害の原因となり、漁業にも影響を与えます。漂着ごみは、ボランティアなどによって定期的に回収されていますが、回収処理に要する作業や経費の負担が大きいため、今後も継続的な取り組みをつづけるためには、回収処理の仕組みを検討する必要があります。

さらに最近では、マイクロプラスチックによる海洋汚染も問題になっています。マイクロプラスチックは有害物質を吸着する特徴があり、海洋生物が誤食することで生態系が汚染される懸念があります。いったん海に流出したマイクロプラスチックは自然分解されないため、平成62年には海中のマイクロプラスチックの量が魚の量を上回るとも言われています。

私たちは、海洋環境の問題に目を向け、海の豊かさを守り育む有効な手立てを模索し、取り組むことが求められています。

世界遺産である沖ノ島を望む海岸沿いには白砂青松の美しいさつき松原が約5kmに渡って広がっており、周辺は玄海国定公園に指定されています。さつき松原の松枯れ被害を防ぐため、ボランティアによる下草刈りや松枝拾い、福岡県との連携による松くい虫の防除事業、さつき松原管理運営協議会による松苗の植樹などが行われています。これらの活動により被害木が減少するなどの効果が現れてきており、今後も継続してさつき松原の保全活動に取り組み、美しい海岸の景観を守っていきます。



■さつき松原の松枯れ被害状況の推移

(2) 施策の方向性

■基本方向

豊かな海を守り育てるため、漁場環境の整備、海岸清掃や海洋ごみの回収、海に栄養分を与える森林と河川の適切な保全などに取り組みます。また、さつき松原の再生・保全に取り組み、美しい景観と松原の機能の維持に努めます。さらに、新たに発生する海洋環境の問題に対して情報収集や調査研究を行い、適切な対応策を講じていきます。

【施策の柱】

- 豊かな海づくりの推進
- さつき松原の保全と再生

■取り組み事業

●豊かな海づくりの推進

藻場造成などの漁場環境の整備、海岸清掃や海洋ごみの回収、森林・河川の適切な保全を行い、豊かな海づくりに取り組みます。

- ・漁場環境の整備・再生
- ・市民や事業者との協働による海岸清掃活動や海洋ごみ回収活動の推進
- ・森林と河川の適切な管理・保全
- ・海岸漂着ごみの回収体制の検討と構築
- ・新たな海洋環境問題に関する情報収集と対応

●さつき松原の保全と再生

さつき松原の美しい景観と機能の維持に努めるため、市民、事業者や県などと連携・協働してさつき松原の再生・保全に取り組みます。

- ・県との連携による松くい虫防除事業の実施
- ・市民や事業者等との協働によるさつき松原保全・再生活動の推進

水産業・漁村の多面的機能

水産業・漁村は、安全で新鮮な食料を安定的に供給するだけでなく、国民生活や国民経済の安定に貢献するなど、様々な役割を果たしています。これを水産業・漁村の多面的機能と呼びます。

国民の生命・財産の保全	日本の漁船は23万隻、漁業集落は約6千で、海岸線150mあたりに1隻、5.7kmあたりに1か村が配置されており、広大な監視ネットワークが形成されています。これにより、国境監視、海難救助、災害の防止と救援、海域環境モニタリングに貢献しています。
物質循環	人間生活により陸から海へと排出される栄養素（窒素やリン）の負荷量が増大しています。海の生態系が正常に機能していれば、栄養塩の一部は水生生物へと再資源化されるとともに、有機物の分解により環境浄化の役割を果たします。漁業は、再生産された生物を資源として陸に引き上げ再利用することにより、再資源化の促進と物質循環機能の補完の役割を果たしており、海洋環境を正常に維持する機能を果たしています。
生態系と海域環境保全	海洋には、約16万種の生物が存在していますが、それぞれの海域環境に適応しながら、様々な生物が関わりあって作っているひとつの系を生態系といいます。生態系の構造と機能には柔軟性があり、水産業が適切に行われる限り、生態系が崩壊することはありません。 一方、生態系は、水浄化機能や生物多様性維持機能という重要な機能を持っています。 このような生態系の機能は、他に替え難いもので、将来にわたってこれらの機能が発揮されるよう真摯に取り組んでいく必要があります。
交流などの場の提供	漁村は、海洋性レクリエーション、体験学習、水産物直販、各種イベントなどにより、都市と地方の異なる文化背景を持った人々の交流を促進するとともに、白砂青松の海岸美などに漁船や養殖筏、天日干しなどの水産業の営みが特徴ある景観を創出しています。
地域社会の形成・維持	漁村は、伝統漁法、魚食文化、海にまつわる信仰行事などの伝統的文化の創造・継承を行っています。また、漁村の人々は、遊漁、ダイビング、潮干狩りなどを取り込んで、海と水産業に係わる機能を取り込んだ新たな活動を促進しています。

[出典：「水産業・漁村の多面的機能」水産庁]

1-3 緑

～ 人と自然が共に生きる里地・里山づくり ～

(1) 課題の抽出

■現状と課題

田、畑、山林よりなる里地・里山は、市域面積の約7割を占めています(p9 「5.土地利用」参照)。里地・里山には、食料や木材生産の基盤としての役割のほか、水源としての水の供給、防災、地域の生態系保全、本市の景観をかたちづくる原風景など、重要な役割が多くあります。

人里近くに広がる里地・里山は、かつて私たちが生活するために欠かせない自然環境でした。しかし、私たちの生活様式の変化などに伴い、家庭で使われるエネルギー資源が、薪から石油やガス、電気へと変化し、人の手が入らなくなった里山は荒廃し、さまざまな問題が現れてきています。

里地・里山の荒廃は、野生鳥獣の生息区域を拡大させ、人里との距離が近くなることにより、農業被害、生産意欲の低減、荒廃農地の増加へと繋がっています。本市の野生鳥獣による農業被害額は年間約2,000万円のものぼり、イノシシの増加、シカの分布拡大によって希少な植物も減少していることが報告されています。

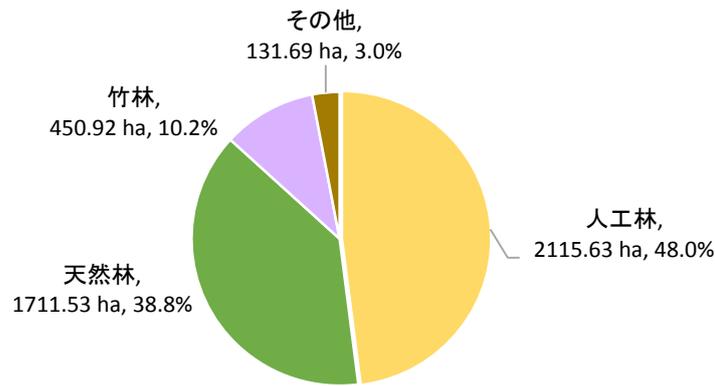
また近年、太陽光発電施設の設置のための開発が丘陵地で行われるようになり、本市が把握するだけで平成29年3月現在、130haを超える施設が建設されており、今後も大規模な開発が予定されるなど、景観の悪化や生態系などへの影響が懸念されています。

里地・里山の荒廃対策のなかでも特に重要と考えられるのは山林の管理です。本市の山林は市域面積の約4割を占め、このうち苗木を植えた後の下草刈りや森林が茂りすぎるのを防ぐための間伐などが必要な人工林は約5割にのぼります。

今後は森林のもつ水源涵養などの機能の強化のため、成熟したスギやヒノキの人工林については、世代サイクルの回復を図り、一方で適正な管理が困難な山林は、自然林への誘導を検討、実施していく必要があります。皆伐による天然更新や広葉樹の植樹、森林環境税を活用した強度間伐により針広混合化林へ誘導することも有効な方策の一つです。

また、拡大しつつある放置竹林への対策として、竹材の利用等に関して、関係機関が相互に連携し、情報の共有化等を図っていく必要があります。

里地・里山の保全と再生を重要課題として認識し、農林業の振興とともに市民全体で支えていく仕組みづくりを検討していかなければなりません。



[資料:「平成 27 年度森林簿」宗像市産業振興部農業振興課]
 ■宗像市の森林構成

(2) 施策の方向性

■基本方向

里地・里山の保全と再生に向けて、農林業の振興とともに里地・里山の保全や活動を担う人材の確保などに取り組みます。また、森林保育保全、荒廃森林再生に取り組み、放置竹林を減らす対策や荒廃した森林の再整備、里山づくりなどを行います。

【施策の柱】

- 里山の保全と再生
- 農地の保全

■取り組み事業

●里山の保全と再生

里山の荒廃による保水力の低下、地滑りなどの災害を防ぐため、里山の保全と再生に取り組みます。

- ・荒廃した森林の再生
- ・森づくり活動の推進
- ・森林の有する公益的機能の発揮に向けた取り組み
- ・荒廃竹林対策

●農地の保全

農地の多面的機能を活かすため農地の保全に取り組みます。

- ・農業資源の保全活動の支援
- ・遊休農地の適正な利用推進
- ・後継者の育成

コラム

農業・農村の多面的機能

農業・農村は私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしています。しかしそれだけではありません。農業が継続して行われることにより、私たちの生活に色々な「めぐみ」をもたらしています。このめぐみを「農業・農村の多面的機能」と呼んでいます。

洪水を防ぐ	畦に囲まれた田や耕作された畑の土壌には、雨水を一時的に貯留する働きがあり、洪水の発生を防止する役割を果たしています。
土砂崩れを防ぐ	斜面に作られた田畑は、日々の手入れによって小さな損傷も初期段階で発見・補修できるため、土砂崩れを未然に防止することができます。また、田畑を耕作することで、雨が降っても雨水を地下にゆっくりとしみこませ、地下水位が急上昇することを抑える働きがあり、地すべりを防止しています。
土の流出を防ぐ	田畑の作物や田に張られた水は、雨や風から土壌を守り、下流域に土壌が流出するのを防ぐ働きがあります。
川の流れを安定させる	田に貯留した雨水等は、一部は排水路から河川に戻り、一部はゆっくりと地下へ浸透し湧出して河川に戻ります。これらは、河川の水量を安定させる役割を果たしています。耕作された畑にも同じような役割があります。
地下水をつくる	田畑に貯留した雨水等の多くは、地下にゆっくりと浸透して地下水となり、良質な水として下流地域の生活用水等に活用されます。
暑さをやわらげる	田の水面からの水分の蒸発や、作物の蒸散により、空気が冷やされます。この冷涼な空気は周辺市街地の気温上昇を抑える効果もあります。
生きもののすみかになる	田畑は、自然との調和を図りながら継続的に手入れをすることにより、豊かな生態系を持った二次的な自然が形成され、多様な生物が生息しています。この環境を維持することで、多様な生物の保護にも大きな役割を果たしています。
農村の景観を保全する	農村地域では、農業が営まれることにより、田畑に育った作物と農家の家屋、その周辺の水辺や里山が一体となって美しい田園風景を形成しています。
文化を伝承する	全国各地に残る伝統行事や祭りは、五穀豊穡祈願や収穫を祝うもの等、稲作をはじめとする農業に由来するものが多く、地域において永きにわたり受け継がれています。
癒しや安らぎをもたらす	農村の澄んだ空気、きれいな水、美しい緑、四季の変化などが、安心とやすらぎを与え、心と体をリフレッシュさせます。
体験学習と教育	農村で、動植物や豊かな自然に触れることで、生命の大切さや食料の恵みに感謝する心が育まれます。
その他	緑豊かな農村で、土や自然に触れ農作業を行うことは、高齢者や障がい者の機能回復などに役立っています。 [出典：「農業・農村の多面的機能」農林水産省]

1-4 生物

～ 多様な生物が息づくまちづくり ～

(1) 課題の抽出

■現状と課題

本市の豊かな自然は、生き物の命を育み、さまざまな恵みをもたらしています。

宗像市には国の天然記念物にも指定されているカラスバトやカンムリウミスズメをはじめ、国や福岡県のレッドデータブックに記載されている希少な動植物が数多く生息・生育しています。

希少な動植物は、もともとの生息・生育数が少なく、湿地・草地など定期的な人の管理が必要な環境や外敵の侵入しにくい離島など、特殊な環境に依存しているものが少なくありません。そのため、ちょっとした環境変化が生き物の生存を脅かすことにつながります。小屋島へのドブネズミの侵入によりヒメクロウミツバメ、カンムリウミスズメの集団営巣地が壊滅的な捕食被害を受けたことは記憶に新しいところです。近年、福岡県内でもアライグマをはじめ多数の特定外来生物の生息も報告されており、生態系への影響が心配されています。

希少な動植物の保護のため、生息・生育環境の保全のほか、定期的な監視作業、特定外来生物に対する対策などを行う必要があります。

また、平成27年～平成28年に行った「宗像市自然環境調査」では、宗像市の保全すべき生態系を有する地域12か所のうち6か所で、ここ10年間に、生息種数や個体数の変化などの何らかの変化が起こったことが報告されています。それらは、里地・里山の荒廃、都市化、外来生物の侵入、地球温暖化などが原因として考えられます。

豊かな生態系を保全するには、市民の生物多様性に対する認知度を高め、その重要性を理解し、市民一体となって活動に取り組む必要があります。

(2) 施策の方向性

■基本方向

多様な生態系を守るため、生物の生息・生育環境の保全や再生に取り組むとともに、生態系攪乱の要因となる特定外来生物への対策や鳥獣被害対策などを行います。また、本市の動植物の現状や生息・生育状況などを調査し、情報の共有と利用を図ります。さらに、市民が多様な生態系に対する理解や認識を深めるため、地域の動植物に関する情報提供や環境教育などを積極的に行います。

【施策の柱】

- 生物の生息・生育環境の保全
- 生物の調査と情報発信

■取り組み事業

●生物の生息・生育環境の保全

多様・希少な生物が生息できる環境を守るとともに、重大な被害を及ぼしている有害鳥獣や特定外来生物の対策に取り組みます。

- ・ホタルの繁殖活動及び飛翔状況に関する調査・情報提供
- ・カノユリに関する繁殖普及活動及び情報提供
- ・有害鳥獣や特定外来生物の防御対策の推進

●生物の調査と情報発信

生物の生育状況を調査し、その情報を発信します。また、野生生物への理解や認識を深めるための環境学習や体験学習を展開します。

- ・自然環境調査の実施
- ・自然観察会や体験学習会の開催

生物多様性とは

地球上に生きている生き物たちが、すべて直接に、間接的につながり合い、壮大な命の環を織りなしていることが分かります。この生き物のつながりを、私たちは「生物多様性」と呼んでいます。生物多様性は「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性から成り立っています。

生態系の多様性

各地に森林、草地、湿原、干潟、サンゴ礁などのいろいろなタイプの自然があること



種の多様性

鳥、魚、植物などいろいろな種類の生きものがいること



遺伝子の多様性

テントウムシのさまざまな模様のように、同じ種でも模様、生態などに多様な個性があること



県内で確認情報のある主な特定外来生物

分類	種類
哺乳類	アライグマ*
鳥類	ガビチョウ*、ソウシチョウ*
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
魚類	オオクチバス（ブラックバス）*、ブルーギル*、カダヤシ*
クモ・サソリ類	ゴケグモ属（セアカゴケグモ*、ハイロゴケグモ）
昆虫類	ヒアリ、アカカミアリ、ツマアカスズメバチ
植物	オオキンケイギク*、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ*、ボタンウキクサ、ナルトサワギク

※宗像市で確認された種を示す。

セアカゴケグモ

成熟した雌は、体長約7～10mm、全体が黒色で、腹部の背面に目立った赤色の縦の帯があります。雄は無害ですが、雌は神経毒を持ち、咬まれると痛みや腫れが生じ、まれに重症化することもあります。自動車や野外に置かれた物の隙間など、さまざまな場所に営巣し、人為的に運ばれた結果、生息域が拡大したと考えられています。宗像市でも確認されており、発見した場合は、決して素手で捕まえたりせず、殺虫剤を用いたり、みつぶすことで駆除してください。



ツマアカスズメバチ

全長約2～3cm、全体的に黒っぽく、腹部の先端がオレンジ色のスズメバチです。昆虫を補食するため、在来のスズメバチとの競合や養蜂ミツバチへの攻撃、人への刺傷被害などが懸念されます。日本で初めて発見された対馬市で急激に分布を拡大していることから、本市への侵入を警戒する必要があります。



[資料:環境省、福岡県自然環境課]

宗像市の希少な動植物

分類	文化財保護法	種の保存法	環境省レッドデータブック	福岡県レッドデータブック
植物 (確認総数： 8892種)	—	—	【絶滅危惧ⅠB類】5種 ハナカズラ、アゼオトギリなど 【絶滅危惧Ⅱ類】20種 オオタニワタリ、ヒメタデなど 【準絶滅危惧】15種 マツバラシ、ゲンカイミミナグサなど 【情報不足】1種 マルバオウセイ	【絶滅危惧ⅠA類】19種 コクモウクジヤク、ヤシヤブシなど 【絶滅危惧ⅠB類】20種 ミズワラビ、カシワなど 【準絶滅危惧】12種 ネズミサシ、ウナギツカミなど 【絶滅危惧Ⅱ類】19種 クワノハエノキ、コギシギシなど 【絶滅】1種 ヒメビシ 【情報不足】1種 ニラバラシ
哺乳類 (確認総数： 25種)	—	—	—	【準絶滅危惧】6種 ハタネズミ、スミスネズミなど 【絶滅危惧Ⅱ類】1種 カヤネズミ
鳥類 (確認総数： 189種)	【国指定天然記念物】2種 カラスバト、カンムリウミスズメ	【国内希少野生動植物種】4種 オオタカ、ハヤブサ	【絶滅危惧ⅠB類】9種 ヒメウ、サンカノゴイなど 【絶滅危惧Ⅱ類】17種 ウズラ、トモエガモなど 【準絶滅危惧】13種 ヤマドリ、マガンなど 【情報不足】4種 アカツクシガモ、オシドリなど	【絶滅危惧ⅠA類】11種 ヒメクロウミツバメ、ヨシゴイなど 【絶滅危惧ⅠB類】5種 ミソゴイ、クロツラヘラサギなど 【準絶滅危惧】35種 オシドリ、カンムリカイツブリなど 【絶滅危惧Ⅱ類】19種 ミコアイサ、アカエリカイツブリなど 【情報不足】2種 ウズラ、コサメビタキ
爬虫類・両生類 (確認総数： 27種)	—	—	【絶滅危惧ⅠB類】1種 アカウミガメ 【絶滅危惧Ⅱ類】1種 カスミサンショウウオ 【準絶滅危惧】4種 ニホンイシガメ、アカハライモリなど 【情報不足】1種 ニホンスッポン	【絶滅危惧ⅠB類】2種 アカウミガメ、トノサマガエル 【準絶滅危惧】6種 ジムグリ、ブチサンショウウオなど 【絶滅危惧Ⅱ類】4種 ニホンイシガメ、ニホンヒキガエルなど 【情報不足】1種 ニホンスッポン
甲虫 (確認総数： 769種)	—	—	【絶滅危惧ⅠB類】1種 ヨツボシカミキリ 【情報不足】1種 アカマダラコガネ	【絶滅危惧ⅠA類】1種 ヨツボシカミキリ 【絶滅危惧ⅠB類】3種 ツヤハマベエンマムシ、カラカネハマベエンマムシなど 【準絶滅危惧】15種 マイマイカブリ、オサムシモドキなど 【絶滅危惧Ⅱ類】10種 ルリエンマムシ、ニセマダラコガネなど 【情報不足】3種 ムモンシリグロオオキノコムシ、ヨツボシハナコブヒメソウムシなど
蝶 (確認総数： 75種)	—	—	【絶滅危惧ⅠB類】1種 ツマグロキチョウ	【準絶滅危惧】7種 ジャノメチョウ、ヒオドシチョウなど 【絶滅危惧Ⅱ類】2種 ウラナミジャノメ、ツマグロキチョウ
水生生物 (確認総数： 126種)	—	—	【絶滅危惧ⅠA類】2種 ニッポンバラタナゴ、ワタカ 【絶滅危惧ⅠB類】1種 ニホンウナギ 【絶滅危惧Ⅱ類】1種 メダカ 【情報不足 DD】1種 ドジョウ	【絶滅危惧ⅠB類】2種 ニッポンバラタナゴ、ニホンウナギ 【準絶滅危惧】6種 マルタニシ、ヘイケボタルなど

※調査期間：平成26年度～平成28年度（宗像市自然環境調査）

2. 生活環境

環境目標

安心して暮らせる生活環境のあるまちづくり

大気や水など、本市の生活環境の基盤は、近年、比較的良好な状態に保たれています。一方で、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントによる大気汚染や健康被害への懸念もあります。これまでの環境監視などを継続して行い公害の未然防止に努めるとともに、新たな問題への適切な対応が求められています。

ごみの適正処理に関しては、3Rの取り組みの推進によるごみの資源化・減量化の拡大に努めています。また、ごみの収集運搬から処分に至るまでの一連の処理過程において、安全性の確保と効率的な運営に努めています。

生活環境の分野の環境目標は「安心して暮らせる生活環境のあるまちづくり」です。10年後のあるべき姿を“きれいな空気や水、静かな環境などの市民の生活や健康にかかる環境が、より質の高いレベルで保全・管理されるとともに、ごみの適正処理が確保され、環境負荷の少ない循環型社会が形成されているまち”とし、「健康で安全に暮らせるまちづくり」、「環境負荷の低減に寄与するまちづくり」に取り組みます。

■ 施策体系



■ 指標

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	単位
環境基準達成率 (釣川水質調査 BOD、道路騒音)	100 (平成 28 年度)	100 (平成 39 年度)	%
リサイクル率	24.1 (平成 27 年度)	30.0 (平成 36 年度)	%
ごみ総排出量	32,350 (平成 27 年度)	28,423 (平成 36 年度)	t

■市民の想い

公害	<ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5 に不安を感じる ・自動車等による交通騒音に不満を感じる ・川、池、海の水が汚く不満を感じる
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶やポイ捨てごみが多く汚いのできれいにしてほしい

[資料：市民アンケート調査]



■国道3号



■釣川クリーン作戦



■宗像清掃工場 リサイクル工房

2-1 公害

～ 健康で安全に暮らせるまちづくり ～

(1) 課題の抽出

■現状と課題

安心して暮らせる生活環境を守るには、大気、水などの環境基盤の監視等により公害の未然防止に努める必要があります。

大気については、福岡県合同庁舎敷地内の一般環境大気測定局（宗像）で大気汚染物質の常時測定が行われています。二酸化硫黄や二酸化窒素の濃度は環境基準を満たしており、本市の大気環境はおおむね良好ですが、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）で一部環境基準を達成していない状況が見られます。これらの物質は、全国的に環境基準の達成率が低い状況にあり、今後も、福岡県の測定状況について情報収集を行うとともに、市民への注意喚起などの情報発信を適切に行う必要があります。

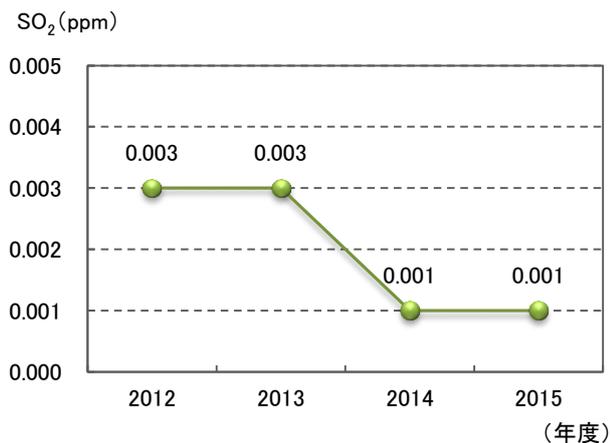
水質については、釣川において、県の環境基準点（2 地点）で定期的に水質測定が行われており、市でも、年に 4 回水質検査を実施しています。いずれも、おおむね環境基準を達成しています。

自動車交通騒音については、市内の主要道路のうち 5 路線について、定期的に測定を実施しています。平成 24 年度から平成 28 年度までの測定では、すべて環境基準を下回っていました。

毎年、日常生活や事業活動に起因する騒音、悪臭などに関する苦情や相談が市に一定数寄せられています。これらの苦情相談への対応も適切に行い、安心して暮らせる環境を維持していく必要があります。

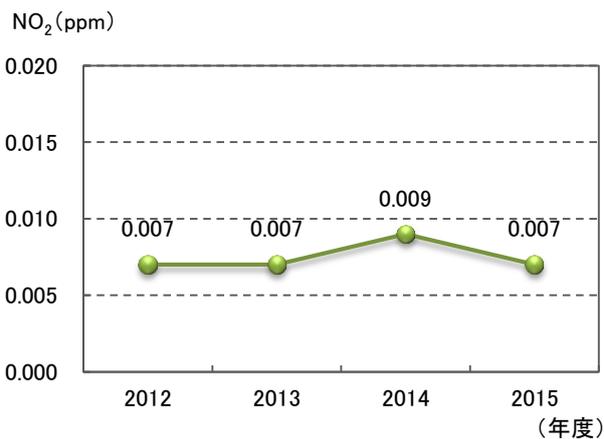
また、日常生活や事業活動で使用されている様々な化学物質の中には、大気や水質などの環境に影響を与えるものがあり、ひいては生態系や人の健康に被害を及ぼすおそれがあります。私たちは、化学物質に関する理解を深め、適正に使用することが求められています。

市では、公園など市の管理施設における化学物質の使用を適正に行うため、平成 22 年度に「宗像市管理施設における化学物質使用に関するガイドライン」を策定し、化学物質の使用に関する基本方針やルールを定めました。



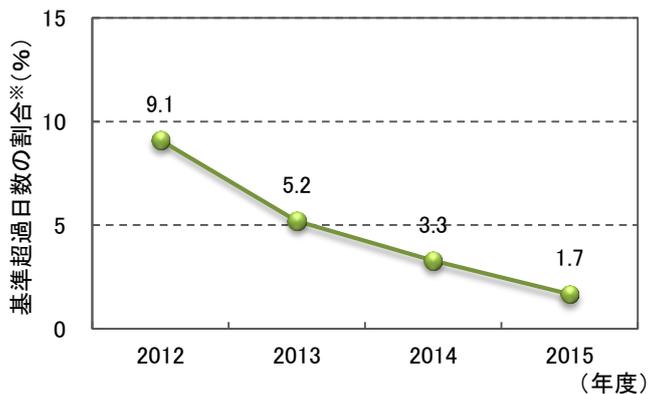
[資料:平成 25~28 年版公害関係測定結果 福岡県]

■ 二酸化硫黄の経年変化(年平均値)



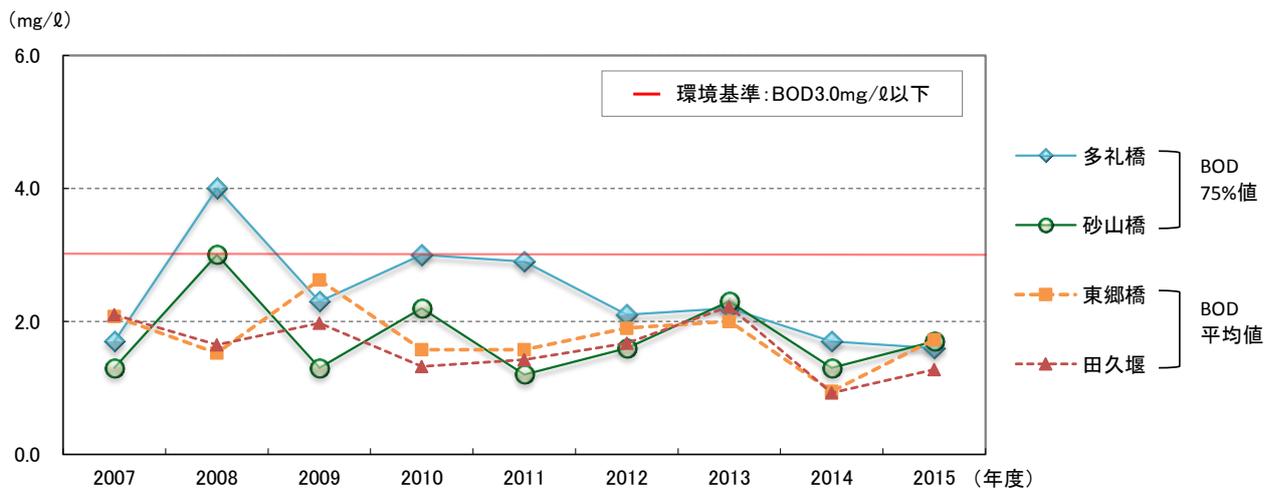
[資料:平成 25~28 年版公害関係測定結果 福岡県]

■ 二酸化窒素の経年変化(年平均値)



[資料:平成 25~28 年版公害関係測定結果 福岡県]

■ 微小粒子状物質 PM2.5 の環境基準の適合状況(一般環境大気測定局 宗像)



[資料:平成 20~28 年版公害関係測定結果 福岡県、宗像市市民協働環境部環境課]

■ 釣川の水質の変化

■道路騒音常時監視結果

路線名	評価区間	評価区間の延長 km	騒音測定年度	環境基準達成戸数		環境基準達成率	
				住居等戸数 評価対象 基準値以下	昼間・夜間とも 基準値以下	昼間・夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下
一般公道3号	石丸～石丸、石丸～徳重、徳重～自由ヶ丘、自由ヶ丘～自由ヶ丘5-39、自由ヶ丘5-39～野坂、野坂～光岡	4.9	2012	594	594	100.0	0.0
宗像玄海線	石丸～東郷4-1	5.4	2013	1265	1265	100.0	0.0
福間宗像玄海線	村山田1441～田熊4-1、田熊4-1～東郷4-1	4.5	2014	512	512	100.0	0.0
直方玄海線	吉留～陵巖寺	4.4	2015	307	307	100.0	0.0
若宮玄海線	宮若市境～田野	14.1	2016	739	739	100.0	0.0

[資料:平成20～28年版公害関係測定結果 福岡県]

(2) 施策の方向性

■基本方向

水質、騒音などの環境監視を行い、環境基準の達成・維持に努めます。

公害に関する苦情・相談に対しては、県保健福祉環境事務所など関係部署と連携し、迅速に対応します。また、公害等の発生抑制のための啓発活動を行います。

【施策の柱】

●公害の防止

■取り組み事業

●公害の防止

きれいな空気のもと安心・安全に生活できるよう、適切な情報提供や指導を行います。

- ・PM2.5 や光化学オキシダントに関する市民への情報提供の充実及び警報・注意報発令時における迅速な対応
- ・屋外におけるごみの焼却（野焼き）等への指導
- ・次世代自動車などの低公害車の普及に向けた情報提供
- ・公共交通機関の利用促進

貴重な水源である釣川の水質にかかる環境基準を達成するとともに、さらに清らかな水質を目指すため、家庭・事業所からの排水による汚濁負荷の低減を推進します。

- ・釣川の水質検査の実施
- ・市民、事業所、関係機関と連携した釣川の水質保全の取り組みの推進
- ・家庭・事業所における適切な排水処理に関する意識啓発

静かな環境を守るため、環境監視や啓発活動を行います。

- ・市内主要道路 5 路線における自動車騒音監視
- ・生活騒音に関する住民への啓発

市民が安心・安全に生活できるよう、県保健福祉環境事務所などの関係機関と連携し、騒音、悪臭等公害に関する苦情や相談に迅速に対応します。

- ・発生源の適切な調査・指導の実施
- ・苦情相談体制の充実

化学物質の使用に関する情報提供等を行うとともに、市管理施設において化学物質の適正使用を行います。

- ・家庭用農薬、殺虫剤などの適正使用に関する啓発
- ・本市管理施設における「宗像市管理施設における化学物質使用に関するガイドライン」の遵守

2-2 ごみ

～ 環境負荷の低減に寄与するまちづくり ～

(1) 課題の抽出

■現状と課題

地球温暖化や資源の枯渇化など、地球規模の環境問題に対応するためには、循環型社会の形成は不可欠です。国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき、資源の循環的な利用を促進するため、ごみの発生抑制を第一に、3R等の取り組みを推進しています。

宗像市では、平成27年度に「宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、平成36年度までに市民一人一日あたりのごみ排出量を834g、リサイクル率を30.2%にすることを目標に掲げ、資源物の収集品目の拡充や回収方法の充実を図り、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいます。このため、ごみの減量化・資源化に関する市民や事業者の意識は高く、分別等の取り組みは市民等に定着しています。

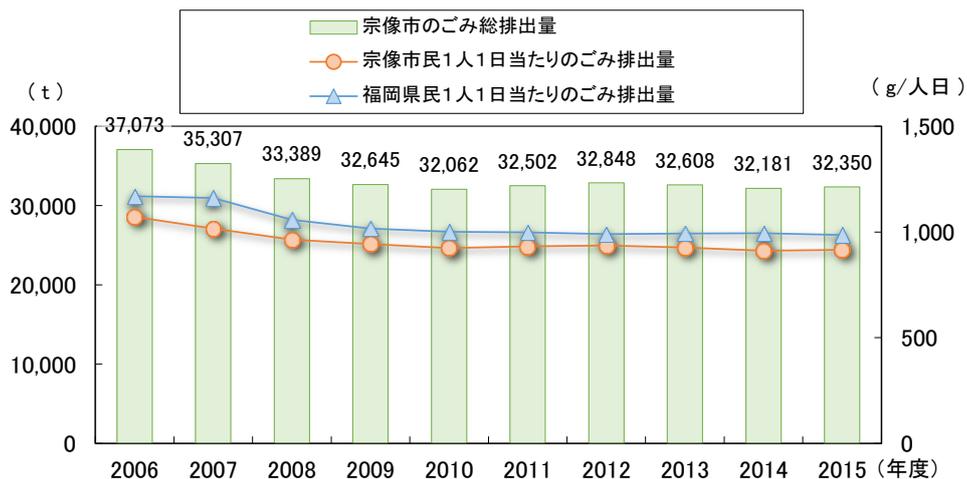
今後、循環型社会を実現し、私たちが安心して生活できる環境を維持していくためには、ごみの減量化・資源化に加えて、生活や事業活動において、ごみを発生させず、より環境に負荷をかけない工夫やライフスタイルにすることが求められています。

また、宗像市は、限られた地域資源の活用を図りながら持続的に発展するまちづくりを目指して「宗像市バイオマス産業都市構想」の策定を行い、平成27年度にバイオマス産業都市に認定されました。今後は、地域特性に適したバイオマスの活用を検討しながら循環型社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

廃棄物の処理については、ごみの収集・運搬から最終処分に至るまでの過程を適切に管理し、環境負荷の低減や安全性の向上に努めることを今後も継続して行うことが必要です。

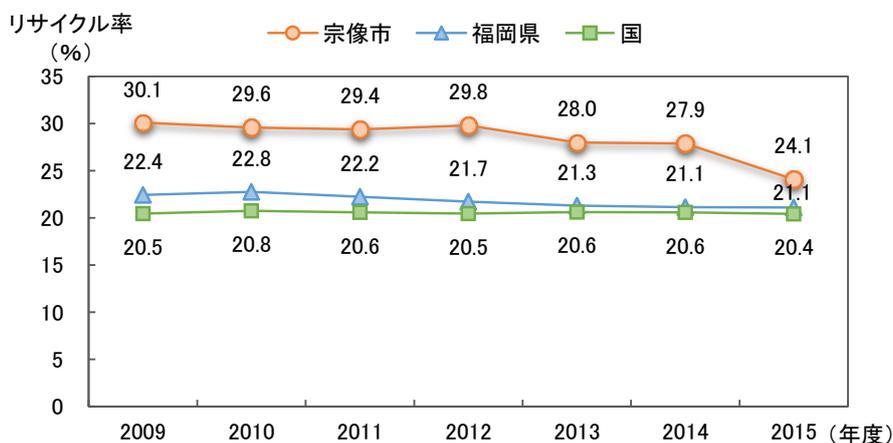
市内にある宗像清掃工場や宗像市不燃物埋立処理場等の廃棄物処理施設の今後の整備方針やごみ処理体制のあり方については、将来の社会経済情勢の動向を見通しながら、より適正で安全な処理システムの構築を目指して、調査・検討を進めていく必要があります。

不法投棄は、監視などによる未然防止対策が効果的であることから、不法投棄多発か所への啓発看板の設置やパトロールなどを実施していますが、投棄は後を絶たないのが現状です。今後も、市民や事業者と連携して不法投棄防止のための取り組みを推進していきます。



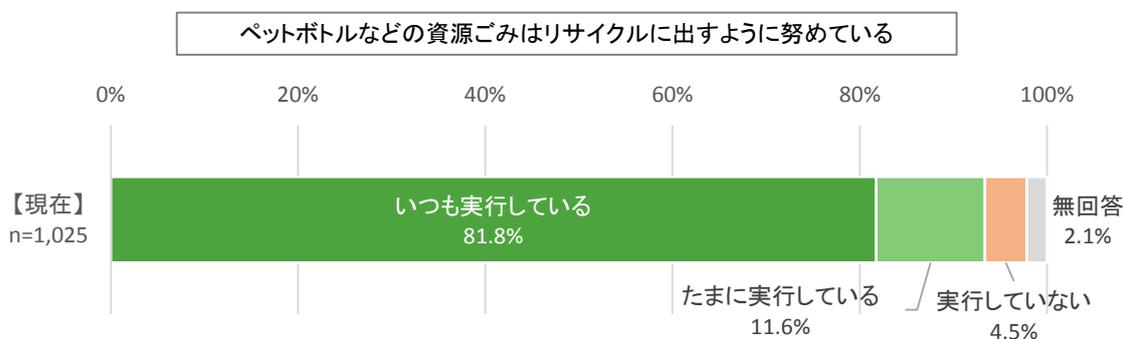
[資料: 宗像市市民協働環境部環境課、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)]

■ ごみ排出量の推移



[資料: 宗像市市民協働環境部環境課、廃棄物処理情報(環境省)]

■ リサイクル率の推移



[資料: 市民アンケート調査]

■ 「環境の保全や創造のための行動」に関するアンケート結果

(2) 施策の方向性

■基本方向

循環型社会の構築を実現するため、市民、事業者、行政が一体となった 3R の取り組みをより一層推進していきます。さらに、生活や事業活動においてごみを発生させないための仕組みづくりや啓発を行います。

廃棄物の処理については、ごみの収集・運搬から最終処分に至るまでの一連の処理過程において、環境負荷の低減、安全性の向上や効率的な運営に努めます。また、ごみの減量化・資源化の徹底や不法投棄対策の強化によりごみの適正処理を推進します。

将来のごみ量の減少や高齢化・核家族化の進展など、社会経済情勢や時代の変化を見通しながら、市民が今後も継続して、安全・安心にかつ適正にごみを処理できる仕組みの構築を目指し調査・検討していきます。

【施策の柱】

- 3R による資源循環の推進
- ごみの適正処理の推進

■取り組み事業

● 3R による資源循環の推進

ごみの発生抑制を最優先とし、3R の推進に向けた啓発や、市民・事業者の自主的な取り組みに対する支援を行い、ごみのさらなる減量化・資源化に取り組みます。また、「環境負荷の低減」、「持続可能な社会の実現」、「地域活性化」などの観点から、地域に賦存するバイオマスの活用を検討していきます。

- ・ 分かりやすい情報提供と充実した啓発活動による 3R の推進
- ・ ごみの分別・排出ルール of 徹底
- ・ 食品ロス削減や生ごみ堆肥化など生ごみ減量の取り組みの推進
- ・ 事業所への減量化等計画書に基づく指導
- ・ 事業系ごみの減量化・資源化の推進
- ・ 資源物受入施設の利便性の向上と資源物受入箇所の拡充
- ・ 地域における資源物回収の推進
- ・ バイオマス活用の検討

● ごみの適正処理の推進

3R を推進していくための施設や体制の適正な運営と、ごみ処理の一連の過程においてさらなる環境負荷の低減や安全性の向上等に努めます。また、不法投棄対策の充実や将来のごみ処理体制のあり方を調査、検討します。

- ・ ごみの分別・排出ルールの周知方法の改善と充実
- ・ 効率的な収集・運搬の推進
- ・ 高齢者などのごみ処理困難者への対応策の検討
- ・ 市民や地域コミュニティとの連携によるパトロールの実施など不法投棄対策の充実
- ・ 将来のごみ処理施設や体制のあり方に関する調査・検討の実施

3. 都市環境

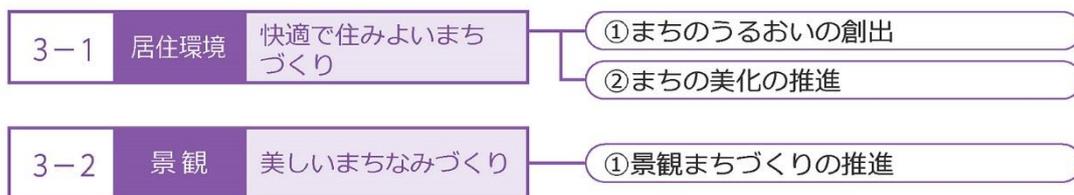
環境目標

自然と歴史、環境が調和する快適で美しいまちづくり

本市は、豊かな自然に加え、歴史・文化が育まれたまちです。四塚連山やさつき松原、釣川などの多様な自然と宗像大社、鎮国寺などの神社仏閣、旧唐津街道などの歴史・文化資源、市民の憩いの場となる公園などの緑地と住環境を調和させることにより、美しく快適に暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。また、まちの雰囲気は、住んでいる人の思いや行動によっても醸成されるものです。市民一人ひとりが、身近な環境をより良くしようという思いを持ち行動することで、心安らぐ快適なまちを育むことができます。

都市環境分野の環境目標は「自然と歴史、住環境が調和する快適で美しいまちづくり」です。10年後のあるべき姿を“緑、歴史・文化資産にあふれ、市民がうるおいや心の豊かさを感じることができるまち”とし、「快適で住みよいまちづくり」「美しいまちなみづくり」に取り組めます。

■ 施策体系



■ 指標

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	単位
公園や野外レクリエーション地の充実に満足する市民の割合	45.7 (平成 28 年度)	58.0 (平成 39 年度)	%
ポイ捨てなどの散乱ごみの少なさに満足する市民の割合	35.0 (平成 28 年度)	47.0 (平成 39 年度)	%
ペットの飼い方がよいと感じる市民の割合	32.0 (平成 28 年度)	45.0 (平成 39 年度)	%
まちなみが整っていると感じている市民の割合	53.0 (平成 28 年度)	67.0 (平成 39 年度)	%
海・山・川などの自然景観を貴重な財産として感じている市民の割合	92.0 (平成 28 年度)	95.0 (平成 39 年度)	%

※市民の満足度の現況値は市民アンケート調査で「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「どちらともいえない」と回答した市民の半数が満足すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)

■市民の想い

居住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・犬猫の糞尿の後始末をしてほしい ・緑や花の管理が十分でなく雑草が繁茂している ・空き家が多く管理が行き届いていない
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみに歴史的雰囲気を感じられない ・自然を生かした開発をしてほしい

[資料：市民アンケート調査]



■宗像市総合公園



■アダプト



■旧唐津街道



■沖津宮

3-1 居住環境

～ 快適で住みよいまちづくり ～

(1) 課題の抽出

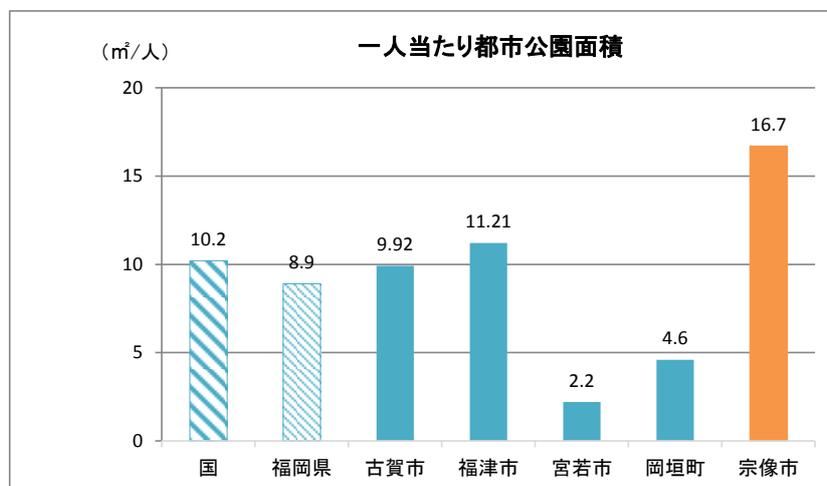
■現状と課題

公園や緑地は、自然と親しみ安らぎを感じられるもっとも身近な場であるとともに、人々の交流の場、スポーツや健康増進の場、災害時の一時的な避難場などさまざまな役割も担っています。公園や緑地は、良好で安全・安心な都市環境を形成するうえで必要不可欠なものです。平成 26 年度現在、宗像市内には公園が 183 か所あり、総面積は約 166.2ha、市民一人あたりでは 16.7 m²となっています。宗像ユリックス総合公園、ふれあいの森総合公園や明天寺公園などの大規模な公園もあり、多くの人に利用され、市民の憩いとやすらぎの場となっています。市民が親しみを持って公園等を利用できるよう、適切な維持管理を行う必要があります。

地域では、人口減少、既存住宅・建築物の老朽化や社会的ニーズの変化等に伴い、使用されていない住宅・建築物等の空き家が年々増加しています。宗像市における一戸建空き家の件数は、1,920 件（平成 25 年）で、平成 20 年と比べ 1.28 倍となっており、今後さらなる空き家の増加が予想されます。また、雑草が繁茂したり、枯草が密集して放置されたり、廃棄物が放置されている宅地化された土地（空き地）も見られます。

適切な管理がされていない空き家や空き地は、防災、防犯、安全安心な暮らし、美しい景観を阻害する要因となります。実際に、住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものもあり、早急な対策の実施が求められています。

さらに、地域では、ポイ捨てごみやペットなどの動物の不適切な飼養など住民の生活環境を損ねる状況が発生しています。特に動物に関しては、犬や猫などのペットの糞の放置や鳴き声による騒音などの苦情相談に加え、近年は、多頭飼育や飼い主のいない動物への無責任なえさやりによる生活環境への被害の苦情や相談が増加しています。



[資料:「平成 26 年度末都市公園等整備及び緑地保全・緑化の取り組みの現況(速報)の公表について」国土交通省、「都市公園等整備現況調査」平成 26 年度 福岡県]

■一人当たり都市公園等面積

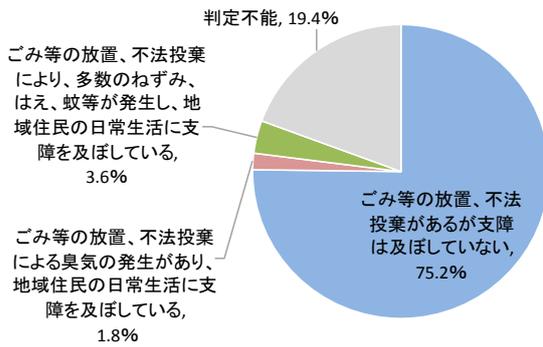


■宗像ユリックス総合公園
(写真：宗像市ホームページ)

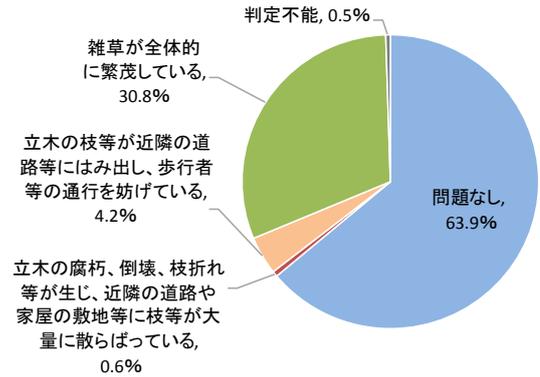


■明天寺公園

【ごみ等の放置、不法投棄による地域住民への影響】

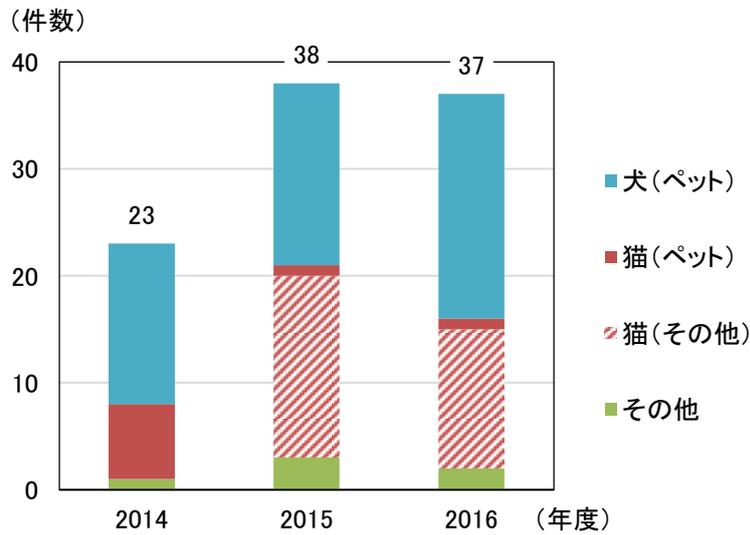


【立木による生活環境面での地域住民への影響】



[資料：「宗像市空き家等対策計画」平成 29 年 3 月（宗像市空き家等対策協議会）]

■宗像市の空き家等の現状



[資料：宗像市市民協働環境部環境課]

■犬・猫など動物に関する苦情件数の推移

(2) 施策の方向性

■基本方向

緑があふれ、市民がうるおいを感じられる居住環境を実現するために、公園等のさらなる整備を図ります。また、公園などの植栽の緑を適切に維持管理し、市民が利用しやすい快適な憩いの場の提供に努めます。

適切な管理が行われていない空き家と空き地については、行政、地域住民及び民間事業者が連携しながら適切な管理等を図っていきます。

また、ごみのポイ捨てを防止するため、美化意識の醸成や公衆マナーの向上を図るための取り組みを行います。動物の飼養については、福岡県と連携して指導や意識啓発を行い、良好な居住環境の維持に努めます。

【施策の柱】

- まちのうるおいの創出
- まちの美化の推進

■取り組み事業

●まちのうるおいの創出

公園等の適切な維持管理とともに、公共的な施設等の整備の際は緑化に努め、自然とまちなみが調和し、市民がうるおいを感じられるまちづくりに取り組みます。

- ・公園等の適切な維持管理
- ・公園等の適正な配置と整備
- ・自然と調和したまちなみの形成に向けた取り組み
- ・市民や事業者との協働による活動

●まちの美化の推進

空き家・空き地の適切な管理を促進します。また、ごみ捨てに関してマナーを守るよう意識啓発を図るとともに、清掃等の美化活動の推進によって快適な居住環境の確保に取り組みます。

- ・空き家・空き地の適切な管理の促進
- ・公衆マナー順守を目指した意識啓発
- ・市民や事業者との協働による美化活動の推進
- ・ポイ捨てごみへの適切な対応

犬や猫などのペットの飼養に関しマナーを守るよう意識啓発を図るとともに、ペット以外の動物との適切な関わり方に関する意識啓発を行います。

- ・ペットの適切な飼養を目指した指導と意識啓発
- ・ペット以外の動物との適切な関わり方に関する指導と意識啓発

3-2 景観

～ 美しいまちなみづくり ～

(1) 課題の抽出

■現状と課題

本市は、四塚連山、釣川、さつき松原、玄界灘に浮かぶ島々などの自然景観、世界遺産である宗像大社などの歴史・文化的景観、広大な住宅団地や国道3号沿いの市街地をはじめとする都市景観など、さまざまな景観要素でまちが彩られています。まちの景観は、その成り立ちや歴史、文化に大きく関わっており、これらの要素が本市の個性や魅力、豊かな生活環境の源となっています。市民が誇りと愛着を感じ、来訪者にとっても魅力的で住み良い都市であり続けるためには、本市固有の貴重な景観資源を認識し、それらによって形成された景観を維持、保全、継承していかなければなりません。

このため、本市では、「宗像市景観まちづくりプラン」、「宗像市景観計画」、「宗像市景観条例」及び「宗像市屋外広告物条例」で定めた方針や基準等にしながら、良好な景観形成に向けた取り組みを進めています。

市全体でより良好な景観を形成するためには、地域特性を活かした景観の創出に取り組むことが必要です。本市では、原町の街なみ修景や一部の住宅地で地区計画が策定されるなど、これまでもさまざまな取り組みが行われています。また、清掃・美化活動、花植え、緑化、里山保全、歴史景観ボランティア、地域の祭りなど景観まちづくりにつながる活動が多く、市民によって活発に展開されるなど、景観まちづくりを展開していく上で非常にポテンシャルが高い地域であるといえます。

将来にわたって美しい景観を守り育てていくためには、市民や事業者、地域間の連携・協働が必要なため、まちづくりについて話し合う場の設定や市民活動の支援など、より多くの市民が主体的にまちづくりに参画できるような仕組みづくりが求められます。

(2) 施策の方向性

■基本方向

地域の特色に応じた景観の形成を図るとともに、市全域の魅力を高めるため、景観に連続性を持たせ、「つながり」を大切にした景観まちづくりを進めます。

また、市民が主体的に景観まちづくりを実践できるよう、景観に対する意識を高め、動機づけとなるような啓発事業を実施するとともに、市民活動を支援します。

【施策の柱】

●景観まちづくりの推進

■取り組み事業

●景観まちづくりの推進

豊かな自然や貴重な歴史・文化資源を活かした景観の形成とまちづくりを推進し、良好で美しいまちなみを形成するとともに、宗像市独自の個性と魅力を創出します。

- ・歴史・文化資源を活かした景観形成
- ・地域特性に応じた景観形成
- ・景観まちづくりへの関心を高めるための啓発活動、情報提供・PR
- ・景観まちづくりの担い手の育成
- ・「宗像市景観まちづくりプラン」「宗像市景観計画」等に基づく保全と整備
- ・「宗像市屋外広告物条例」に基づく規制・誘導

4. 地球温暖化

環境目標

脱温暖化をめざしたまちづくり

2015年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の温暖化対策のため国際枠組みである「パリ協定」が採択され、今世紀後半には世界全体で、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにし、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えることなどが合意されました。

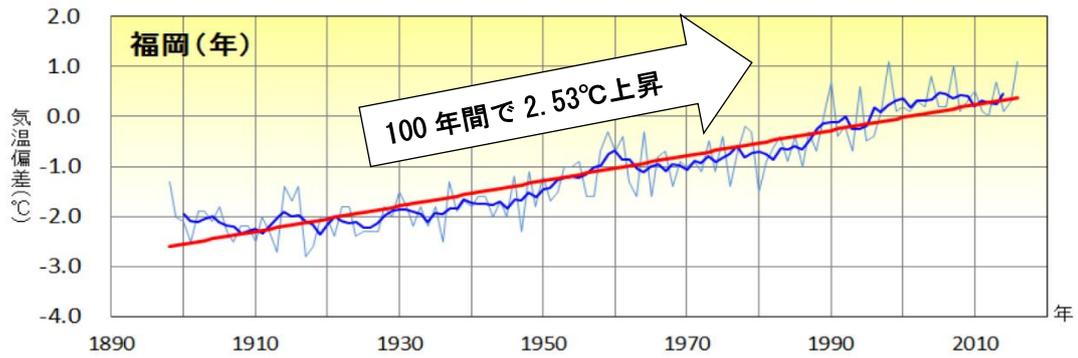
福岡観測所（福岡市中央区大濠）で測定された年平均気温は、100年間で2.53℃上昇しており、地球温暖化や都市化の影響などを受けた結果と考えられています。本市においても過去30年間で気温が約1.0℃上昇しています。宗像市ではこれまで、地球温暖化対策を通じた「持続可能なまちづくり」の視点を持ち、将来を見据えたまちづくりをすすめてきました。今後も、低炭素社会に向けては、温室効果ガスの排出抑制や森林等の吸収作用の強化などによる地球温暖化の緩和策に加え、将来的に避けがたい気候変動の影響を低減するための適応策を併せて実施しつづけることが必要です。

地球温暖化分野の環境目標は、「脱温暖化をめざしたまちづくり」です。10年後のあるべき姿を“より多くの人々が省エネルギー型ライフスタイルへの転換(エコファミリー)をすすめ、市民ひとりひとりが地球温暖化防止策に取り組んでいるまち”とし、「低炭素のまちづくり」「地球温暖化に適応したまちづくり」に取り組めます。



[資料:温暖化から日本を守る適応への挑戦 2012 環境省 をもとに作成]

■緩和策と適応策

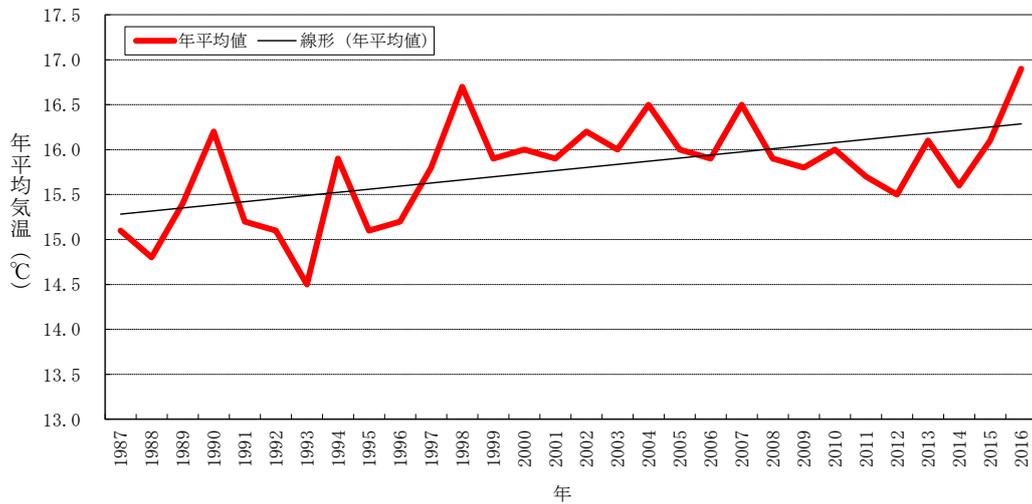


統計期間：1898年～2016年。

青の細線：各年の年平均気温の基準値からの偏差、青の太線：5年移動平均、赤の直線：長期変化傾向。
基準値は1981～2010年の30年平均値。

[資料：九州・山口県の気候変動監視レポート2016(平成29年5月、福岡管区気象台)]

■年平均気温の経年変化（福岡地点）



[資料：気象庁観測データを利用して作成]

■年平均気温の経年変化（宗像地点）

■ 施策体系



■ 指標

第2次計画では、計画目標年度（2027年度）と国の地球温暖化対策計画や福岡県地球温暖化対策実行計画の中期目標年度（2030年度）の計画指標を設定しています。

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	単位	備考
市内の温室効果ガス総排出量 【計画目標年度】	604,668 (2013年度)	473,398 (2027年度)	t-CO ₂	2013年度比 22%削減
市内の温室効果ガス総排出量 【中期目標年度】		447,221 (2030年度)	t-CO ₂	2013年度比 26%削減
市民1人あたりの二酸化炭素排出量 【計画目標年度】	6.20 (2013年度)	5.00 (2027年度)	t-CO ₂ /人	2013年度比 19%削減
市民1人あたりの二酸化炭素排出量 【中期目標年度】		4.76 (2030年度)	t-CO ₂ /人	2013年度比 23%削減

《参考》本計画の中間見直し年度（2022年度）において目安となる値

- ・市内の温室効果ガス総排出量：517,089 t-CO₂（2013年度比 15%削減）
- ・市民1人あたりの二酸化炭素排出量：5.39 t-CO₂/人（2013年度比 13%削減）

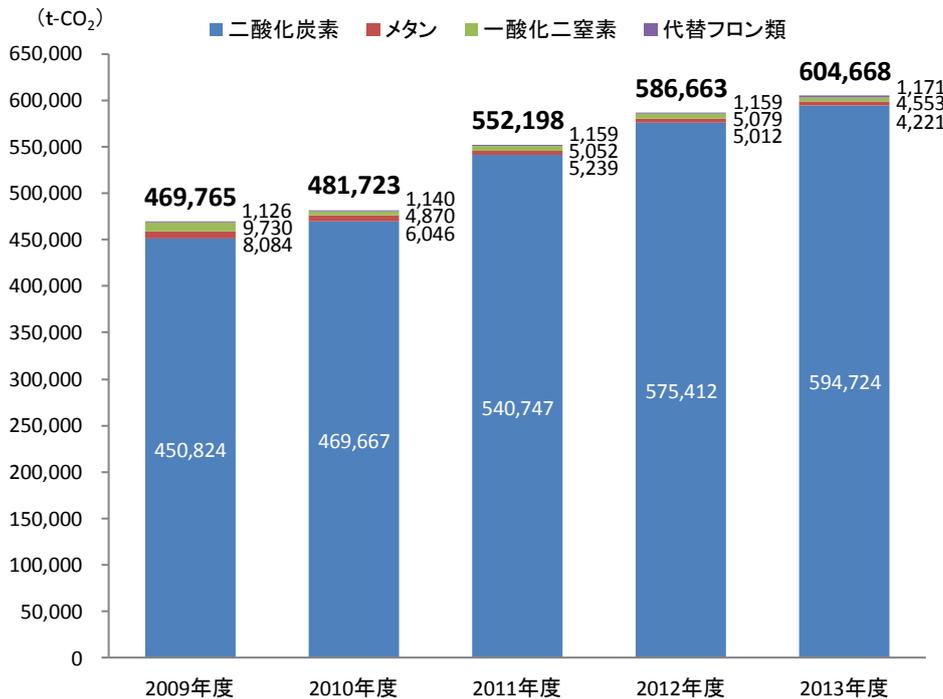
4-1 緩和策

～ 低炭素のまちづくり ～

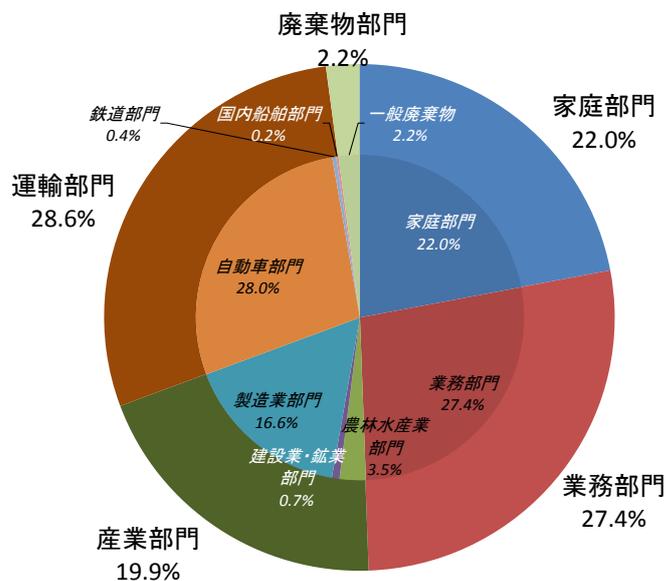
(1) 課題の抽出

■ 現状と課題

地球温暖化の主な原因は、私たちの生活や事業活動に伴って排出される温室効果ガスとされています。宗像市の2013年度の温室効果ガス排出量は、604,668t-CO₂であり、2009年度からの5年間で29%増加しています。また、二酸化炭素排出量の内訳をみると、業務部門、運輸部門、家庭部門の割合が大きいいため、これらの部門での削減対策が重要です。



■ 宗像市の温室効果ガス排出量 (過去5年間の推移)



■ 宗像市の二酸化炭素排出量の内訳

今後、特段の対策を講じないで推移した場合、21世紀末の気候は、20世紀末に比べ年平均気温が3℃～6℃上昇し、年降水量は1.1～1.3倍増加すると予測されています。また、宗像市の温室効果ガス排出量は、今後、特段の対策を講じないで推移した場合、中期目標年度の2030年度には2013年度と比較して5%増加します。

私たちは暮らしに必要なエネルギーの大部分を石油等の化石燃料に依存しているため、エネルギーを消費すればするほど、多くの温室効果ガス（その大部分は二酸化炭素）が排出されることになります。

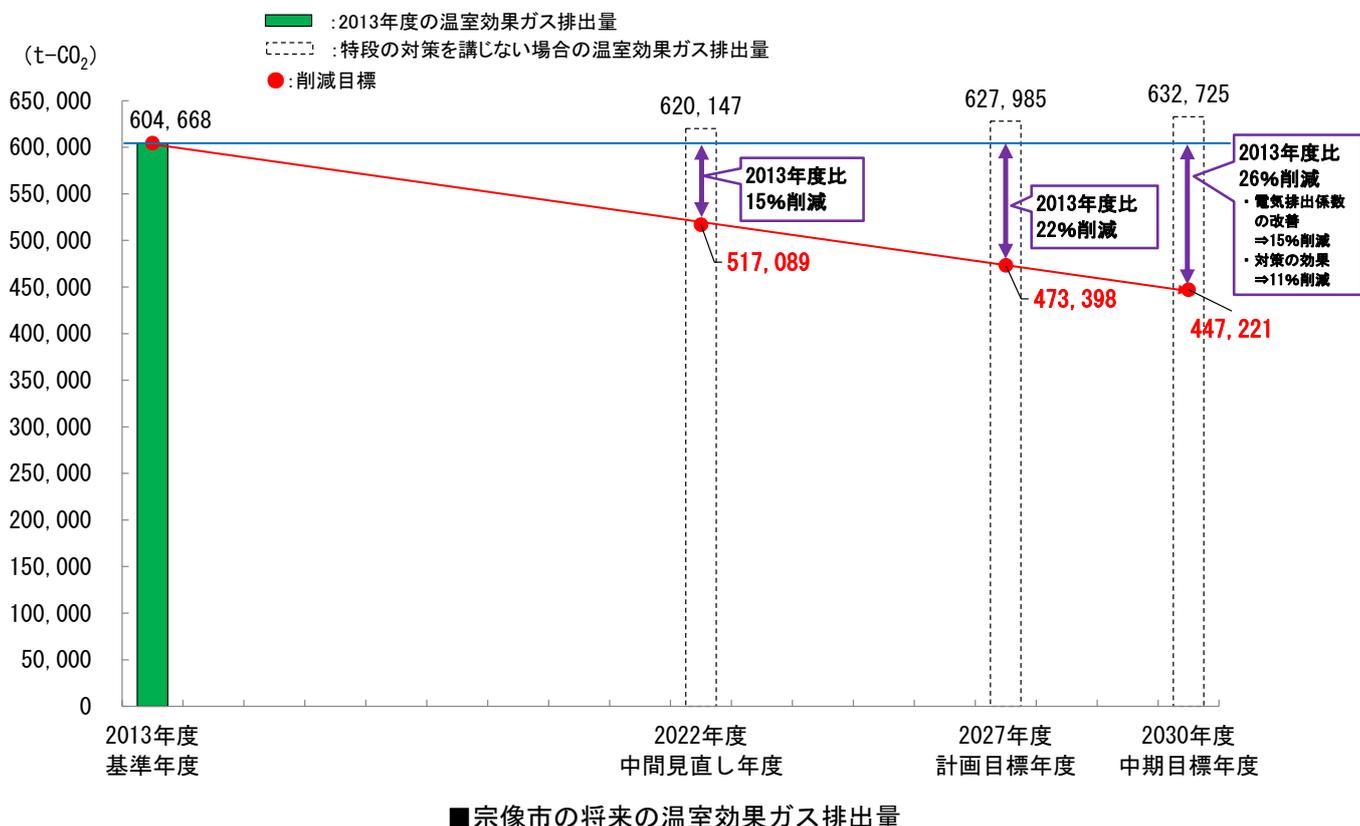
したがって、エネルギーの使用に伴う温室効果ガスを削減するためには、エネルギーを効率的に利用し、省エネ行動の生活習慣化を目指すとともに、温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーの普及を図る必要があります。また、二酸化炭素の吸収源である緑を増やす取り組みや森林の整備も必要です。

私たちが次ページの表に示す対策メニューに取り組むこと、再生可能エネルギーの導入などで電力の二酸化炭素排出係数が改善することにより、2030年度における本市の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することができます。

これらを踏まえて、本市における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のように設定します。

【中期目標年度（2030年度）における削減目標】
 2013年度比で26%削減（2030年度の温室効果ガス排出量：447,221t-CO₂）

【計画目標年度（2027年度）における削減目標】
 2013年度比で22%削減（2027年度の温室効果ガス排出量：473,398 t-CO₂）



■ 温室効果ガス排出削減量（2030年度）

区分		温室効果ガス 排出削減量 (t-CO ₂ /年)
対策による効果		67,590
家庭部門 (市民)		27,732
	家庭での省エネ行動	4,817
	太陽光発電設備の導入	3,920
	太陽熱利用設備の導入	917
	高効率給湯器の導入	7,421
	高効率照明への買い替え	4,110
	トップランナー基準適合機器への買い替え	5,319
	住宅の断熱化	769
HEMS（家庭用エネルギー管理システム）の導入		459
業務部門 (事業者)		5,174
	事業活動での省エネ行動	452
	太陽光発電設備の導入	621
	太陽熱利用設備の導入	24
	バイオマス発電設備の導入	600
	高効率給湯器の導入	547
	高効率照明への買い替え	1,322
	トップランナー基準適合機器への買い替え	669
電力消費の見える化（デマンド管理や電力消費管理システム）		939
産業部門 (事業者)		634
	事業活動での省エネ行動	68
	太陽光発電設備の導入	95
	太陽熱利用設備の導入	4
	高効率給湯器の導入	81
	高効率照明への買い替え	146
	トップランナー基準適合機器への買い替え	100
電力消費の見える化（デマンド管理や電力消費管理システム）		140
運輸部門 (自動車)		34,050
	利用自粛	2,050
	エコドライブ	1,769
	次世代自動車への買い替え	23,019
トップランナー基準適合車への買い替え		7,212
電力の二酸化炭素排出係数の改善		89,857
合計		157,447

■ 市民の思い

緩和策	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器購入に関して助成があったらいい ・家庭でのエネルギー使用は努力すれば少しは減らせそう
-----	---

[資料：市民アンケート調査]

(2) 施策の方向性

■基本方向

温室効果ガスを削減するために、エネルギーを効率的に利用し、省エネルギーを推進します。

また、使用するエネルギー自体を低炭素化するため、再生可能エネルギーの導入を促進します。

宗像市では自動車が多く利用されていることから、車からの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、自然・緑が持つ二酸化炭素を吸収する役割を活かし、まちの緑化や森林の整備を図ります。

【施策の柱】

- 省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 低炭素に配慮したまちづくり

■取り組み事業

●省エネルギーの推進

農作物や製品の運搬に伴うエネルギー消費量の削減を図るために地産地消を推進します。また、市民、事業者の省エネ行動や省エネ型設備・機器への更新を促進するための啓発に努めます。

- ・地産地消の推進
- ・市民、事業者に対する省エネの啓発
- ・環境性能に優れた次世代自動車の普及、エコドライブの実施

●再生可能エネルギーの導入促進

化石燃料から低炭素なエネルギーへの転換を図るために、周辺の自然環境や生活環境に配慮した再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

- ・周辺の自然環境や生活環境に配慮した再生可能エネルギー設備導入の推進

●低炭素に配慮したまちづくり

都市の低炭素化を図るために、公共交通機関の利用促進、コンパクトシティ化に努めます。また、森林やまちの緑による二酸化炭素吸収機能を向上するための荒廃森林対策や身近な緑の育成・管理を進めます。

- ・公共交通機関の利用促進、コンパクトシティ化
- ・住宅・事業所などの緑化や生け垣の整備・管理の促進
- ・荒廃森林対策

4-2 適応策

～ 地球温暖化に適応したまちづくり ～

(1) 課題の抽出

■現状と課題

既に述べたとおり、これまでに年平均気温が上昇しているのは事実であり、今後もある程度の気温の上昇や年降水量の増加が予測されています。

こうした気候変動は、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の各分野において様々な影響を及ぼします。

したがって、宗像市においても適応策に取り組む必要があります。

(2) 施策の方向性

■基本方向

気温の上昇や大雨の頻度の増加など、すでに表れている影響や中長期的に避けられない影響を軽減するために、防災、農林水産業、生態系、水環境、自然、健康など様々な分野に対して、適応策を進めていきます。

【施策の柱】 ●適応策の推進

■取り組み事業

●適応策の推進

自然災害への備えとして避難場所の安全強化と防災機能の充実を図ります。また、健康分野における熱中症や感染症に関する情報提供、農林水産業分野における高温障害対策に関する情報提供に努めます。

- ・避難場所の安全強化と防災機能の充実
- ・熱中症や感染症に関する情報提供
- ・高温障害対策に関する情報提供

省エネに取り組みましょう

地球温暖化の主な原因は、私たちの生活や事業活動で使用する電気や燃料に伴って排出される温室効果ガスといわれています。省エネすることで、電気料金やガス料金、自動車の燃料費などの節約にもなります。みんなで省エネに取り組みましょう。

節電の取り組み

宗像市の家庭部門の温室効果ガス排出量のうち、約 87%が電気の使用に伴うものです。したがって、家庭からの温室効果ガス排出量を削減するためには、節電が最も効果的です。次の表を参考に節電に取り組んでみませんか。

節電の効果

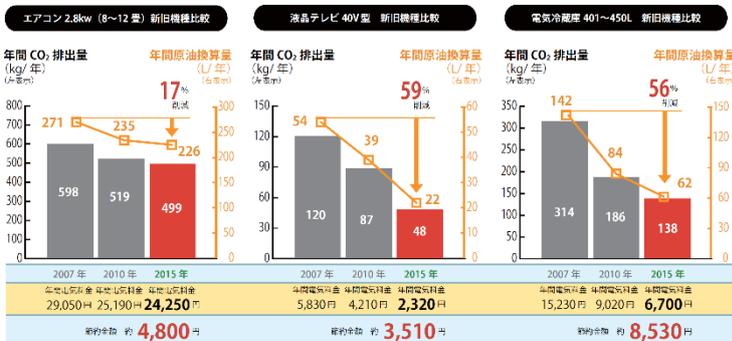
取り組み	年間 節電効果	年間 節約金額
暖房は 20℃、冷房は 28℃を目安にエアコンの温度設定をしている	83.3kWh	1,666 円
エアコンは必要な時だけつけている	59.5kWh	1,190 円
エアコンフィルターを月に 1~2 回清掃している	32.0kWh	640 円
電気カーペットの設定温度は低めに調節している	186.0kWh	3,720 円
こたつの温度設定は低めに調節している	49.0kWh	980 円
人のいない部屋の照明は、こまめな消灯を心がけている	4.4kWh	88 円
テレビを見ない時は消している	16.8kWh	336 円
冷蔵庫は季節にあわせて温度調整をしている	61.7kWh	1,234 円
冷蔵庫はものを詰め込み過ぎないようにしている	43.8kWh	876 円
電気ポットを長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしている	107.5kWh	2,150 円
温水洗浄便座は低めに温度設定し、寒い時期だけ使うようにしている	26.4kWh	528 円
温水洗浄便座のふたは使わないときは閉めるようにしている	34.9kWh	698 円
電気製品を使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしている	281.6kWh	5,632 円

節約金額は 1kWh = 20 円で計算

[資料：「家庭の省エネ大事典 2012 年度」一般財団法人省エネルギーセンターをもとに作成]

家電製品の買い替え

エアコン、液晶テレビ、電気冷蔵庫は家電製品の中でもエネルギー消費が多い機器です。これらを省エネ性能の優れた製品に買い替えると、省エネになり、家計にもやさしくなります。古い家電製品は買い替えを検討しましょう。



[資料：省エネ性能カタログ 2016 年冬版、経済産業省 資源エネルギー庁]

緑のカーテン

朝顔やゴーヤなどのツル植物で作る緑のカーテンは日射の熱エネルギーを約 80%カットします。これは遮熱ガラス (約 60%) やすだれ (約 40~60%) に比べて高い遮熱効果があります。また、葉の蒸散作用や家の周りに日陰を作ることによって、放射熱を抑えることもできます。このため、夏を涼しく過ごすことができ、省エネにもつながります。



適応策とは

温暖化対策には、大きく分けて「緩和」と「適応」の2つがあります。緩和は省エネや再生可能エネルギーの導入など温室効果ガスの排出を抑制することで、最優先で取り組む必要があります。そして、緩和を実施しても温暖化の影響が避けられない場合、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくのが適応です。今後数十年間は温暖化が進むと予測されており、緩和とともに適応も重要です。

温暖化の影響

農業・水産業への影響

農業については、高温による農産物の生育障害や品質低下が予測されています。
水産業については、海水温の上昇による藻場の構成種や現存量の変化により、アワビなどの漁獲量の減少が予測されています。

自然生態系への影響

気温上昇や降水量の変化による動植物の生息・生育環境の変化が懸念されています。
気温や日照などの季節の変化に反応して動植物が示す現象を生物季節と呼びますが、ソメイヨシノの開花日の早期化など生物季節の変化が予測されています。

水環境・水資源への影響

無降水日の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されています。

自然災害・沿岸域への影響

短時間強雨（時間雨量が50mmを超える雨）や大雨の増加により、水害や土砂災害の増加が懸念されています。
また、海面水位の上昇や強い台風の増加による高波・高潮の被害が予測されています。

健康への影響

気温の上昇に伴う熱中症搬送者数の増加や熱ストレスによる死亡リスクが高まることが予測されています。
気温の上昇や降水の時空間分布の変化が感染症を媒介する動物の分布を変化させ、感染症のリスクが高まる可能性があります。

生活や産業への影響

気温の上昇や短時間強雨・渇水の頻度・強い台風の増加は、インフラやライフライン等への被害、快適性の損失など、生活や産業への影響が懸念されます。

[資料：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォームホームページ 国立研究開発法人 国立環境研究所をもとに作成]

個人でできる適応策

渇水リスクに備えた節水

- ・お風呂の湯の張りすぎに注意する
- ・長時間のシャワーを控える
- ・お風呂の残り湯を再利用する
- ・食器洗いでは水を流しっぱなしにしない
- ・洗車では流し洗いの時間を減らす、バケツ洗いにする

熱中症対策

- ・こまめに水分補給をする
- ・日傘や帽子を利用する
- ・日陰を歩く
- ・涼しい服装で過ごす
- ・「熱中症予防情報」を参考にして「暑さ指数」が高い時は外出を避ける
- ・涼しい場所や施設を利用する

災害への備え

- ・宗像市防災マップで避難場所を確認しておく
- ・宗像市防災メールに登録し、防災情報を得る
- ・食料品の買い置き、防災用品の準備

5. 教育・協働

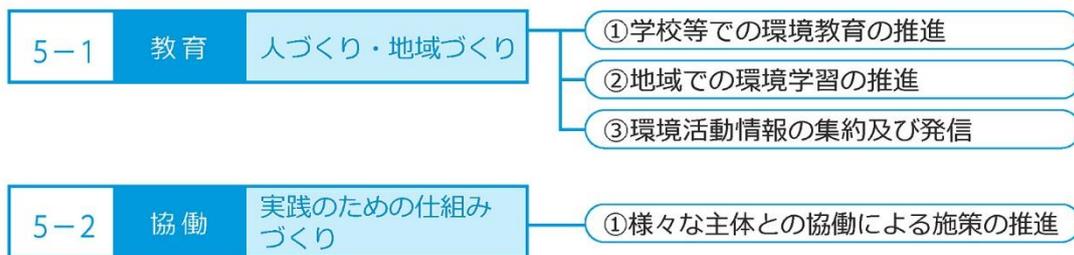
環境目標

環境に関心を持ち行動する人を育てるまちづくり

現在、地球上で起こる様々な環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するためには、できるだけ多くの人々が、環境の大切さを理解し、環境保全につながる行動を自ら実践することが求められています。宗像市における環境教育・学習の取り組みや環境保全活動は、地域、市民活動団体、学校、企業、行政等の様々な主体が互いに協働・連携しながら多様に展開されてきました。今後も質の高い取り組みが継続して実施されることが求められています。

教育・協働の分野の環境目標は「環境に関心を持ち行動する人を育てるまちづくり」です。10年後のあるべき姿を“環境に関する情報や、環境教育・学習の場が十分に提供され、多様な主体が連携・協働した環境活動が盛んに行われている状況”とし、「人づくり・地域づくり」「実践のための仕組みづくり」に取り組みます。

■ 施策体系



■ 指標

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	単位
学校授業での環境講座受講者数	1,183 (平成 28 年度)	1,800 (平成 39 年度)	人
環境リーダー講座を受講した市民の数	55 (平成 28 年度)	60 (平成 39 年度)	人
より良い環境づくりのための市民活動に参加協力した市民の割合	36.3 (平成 28 年度)	65 (平成 39 年度)	%

※「よりよい環境づくりのための市民活動に参加協力した市民の割合」の現況値は市民アンケート調査で「いつも実行している」と「たまに実行している」と回答した人の割合で、目標値は「実行していない」と回答した市民の半数が実行すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)

■ 市民の思い

教育	・ 市民への環境教育の充実
協働	・ 環境保全活動などへの参加率が低い

[資料：市民アンケート調査]

5-1 教育

～ 人づくり・地域づくり ～

(1) 課題の抽出

■現状と課題

環境保全を推進し、良好な環境を実現するためには、環境が私たちの暮らしを支えていることを理解し、環境保全につながる行動を実践することが重要です。

宗像市では子どもたちへの環境教育を積極的に行っています。市内の各小学校では、釣川の源流や終末処理場を見学し、水の循環や下水処理を学びます。また、海や山でのフィールド活動や水辺教室での生き物調査などを通じて、自然と触れ合いながら環境を守る大切さを体験し、活動につなげています。

地域でも、多様な環境学習の機会を提供しています。地域で活動する環境リーダーの育成を目的とした講座、子育て世代を対象にした講座や夏休み中に親子で参加してもらう講座など多様なプログラムを実施しています。これらの学びや取り組みをイベントなどで公表・発表することで、しっかりと意識づけができるとともに、周囲への啓発効果も生じています。

一人でも多くの方が、環境保全のために自ら考え行動し、持続可能な社会の担い手になるためには、それぞれの発達段階やライフステージに応じた環境教育・学習・発表の機会を今後も提供していく必要があります。

また、環境問題は私たちの生活に影響を及ぼす一方で、私たちの生活や事業活動を起因とするものでもあります。私たちの暮らしや社会を変えることで解決できる環境問題もあることから、環境教育・学習のプログラムは宗像市の特色を活かしたものと身近な生活などを視点としたものを構築し、提供することも必要です。

さらには、環境保全活動を将来にわたって継続して実施するために、より多くの新たな人材を育成・確保することが必要です。次代を担う子どもたちや若い世代が環境に関心を持ち、環境学習に取り組み、環境保全活動を実践するより良い仕組みづくりも求められます。

環境の状況について、市民の関心をより高めていくためには、環境に関する情報等を集約し、提供をしていく必要があります。

(2) 施策の方向性

■基本方向

環境への関心を高め、環境保全活動に携わる意欲を醸成するため、学校等での環境教育や地域における環境学習の推進を行います。また、地域の環境保全などの活動をリードする人材の育成を図ります。さらに、環境情報を集約、管理し、活用するとともに、情報の受け手に応じた環境情報を効果的に発信していきます。

【施策の柱】

- 学校等での環境教育の推進
- 地域での環境学習の推進
- 環境活動情報の集約及び発信

■取り組み事業

●学校等での環境教育の推進

学習指導要領に基づき授業や学校生活などにおいて、環境に対する興味・関心を高める環境教育に取り組みます。

- ・体験型環境教育の推進
- ・市の特色を生かした環境教育プログラムの提供
- ・学校授業への講師（専門家、市民、市職員等）派遣

●地域での環境学習の推進

幅広い世代の人が環境に関心を持って学習し、環境保全に携わるようになるための仕組みづくりを行うとともに、環境保全活動をリードする人材の育成を図ります。

- ・多様な環境プログラム・教材の提供
- ・市民を対象とした環境イベントの開催
- ・コミュニティや公民館等での環境学習の推進
- ・環境学習に関する情報発信の強化
- ・環境活動をリードする人材の育成・支援

●環境活動情報の集約及び発信

市民や各種団体が実施する環境調査や環境保全活動によって得られた成果・知見等の情報を集約・管理するとともに、市民の関心を高めるような効果的な情報発信に努めます。

- ・環境調査や環境活動に関する情報の集約と管理
- ・市の公式ホームページなどを利用した環境情報の発信
- ・情報の受け手に応じた新たな発信方法の検討

5-2 協働

～ 実践のための仕組みづくり ～

(1) 課題の抽出

■現状と課題

宗像市では、昭和 50 年代ごろから様々な分野で市民活動団体が設立され、活動の活発化と広がりを見せてきました。

市は、平成 15 年に「人づくりでまちづくり事業補助金」「元気な島づくり事業補助金」制度を設け、これまで多くの団体の事業を支援しています。また、平成 18 年には「市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」を施行し、平成 19 年には「市民活動サービス協働化提案制度」の運用を開始するなど、市民参画と協働によるまちづくりを行っています。

環境分野においても、多くの市民活動団体が活発に活動し、市と連携した事業にも数多く取り組んでいます。

また、市は地元団体、市民活動団体、民間企業、教育機関などと産学官連携による実行委員会を組織し、平成 26 年から毎年「宗像国際環境 100 人会議」を開催しています。会議では、“Think globally, act locally”の理念のもと、国内外の様々な分野で活躍する有識者や未来を担う学生らが集い、環境問題について地球規模で議論しながら、宗像の森里川海をフィールドに実践的な環境保全活動を行っています。あわせて、地元の中高生を対象に受講生を募り、環境問題などを含めた様々なテーマについて学ぶ特別授業「宗像国際育成プログラム」を実施し、グローバルな視点を持った人材育成にも取り組んでいます。

今日の環境問題は、複雑かつ多様で、行政だけでは解決が困難な問題が少なくありません。市民や市民活動団体だけではなく、事業者、民間企業、教育機関などがそれぞれの特性や活動領域を活かしながら連携・協働することで、効果的・効率的な問題の解決が図れるものと考えます。市の環境行政の推進に関しても、多様な主体と連携・協働し、幅広い意見を聴きながら取り組みを行っていく必要があります。

宗像市は、今後も多様な主体と連携・協働して、様々な分野や角度から環境保全に関する活動や会議などの取り組みを実施し、持続可能な社会の実現に寄与していきます。

(2) 施策の方向性

■基本方向

複雑化、多様化する環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するために、市民、事業者、企業などの多様な主体との連携・協働による施策を推進するとともに、効果的な連携・協働を図るための仕組みづくりを行います。また、環境基本計画などの行政計画の策定や進行管理に、市民・事業者の参画を促し、幅広く市民等の意見を聴きながら施策を推進します。

【施策の柱】

- 様々な主体との協働による施策の推進

■取り組み事業

●様々な主体との協働による施策の推進

様々な主体との連携・協働のための制度や仕組みを整え、連携・協働による施策を推進します。

- ・様々な主体と連携・協働による事業の実施
- ・協働化提案制度の積極的な活用
- ・連携・協働のための制度や仕組みの整備
- ・環境保全市民協働会議での環境施策の評価・検証

第6章 計画の推進体制及び進行管理

1. 計画の推進体制

(1) 環境保全市民協働会議

第2次計画を着実に推進していくためには、市民や市民団体、事業者、行政などの各主体の協働は欠かすことができません。

第1次計画では、各主体が情報を共有し、活発な情報交換や交流のためのネットワークを構築しながら、役割分担を明確にして取り組んでいくための組織として「環境保全市民協働会議」を設立し、協働による推進を図ってきました。第2次計画においても「環境保全市民協働会議」との協働のもと計画を推進していきます。

「環境保全市民協働会議」は、行政とともに車の両輪として計画を推進していく組織であることから、進行管理についても環境基本計画の進捗状況を報告し、意見及び提言を受け入れることとします。

(2) 庁内組織

第2次計画推進にあたっては「環境基本計画推進委員会（仮称）」を組織し、計画の進捗状況の把握や施策の総合調整、評価などを行います。

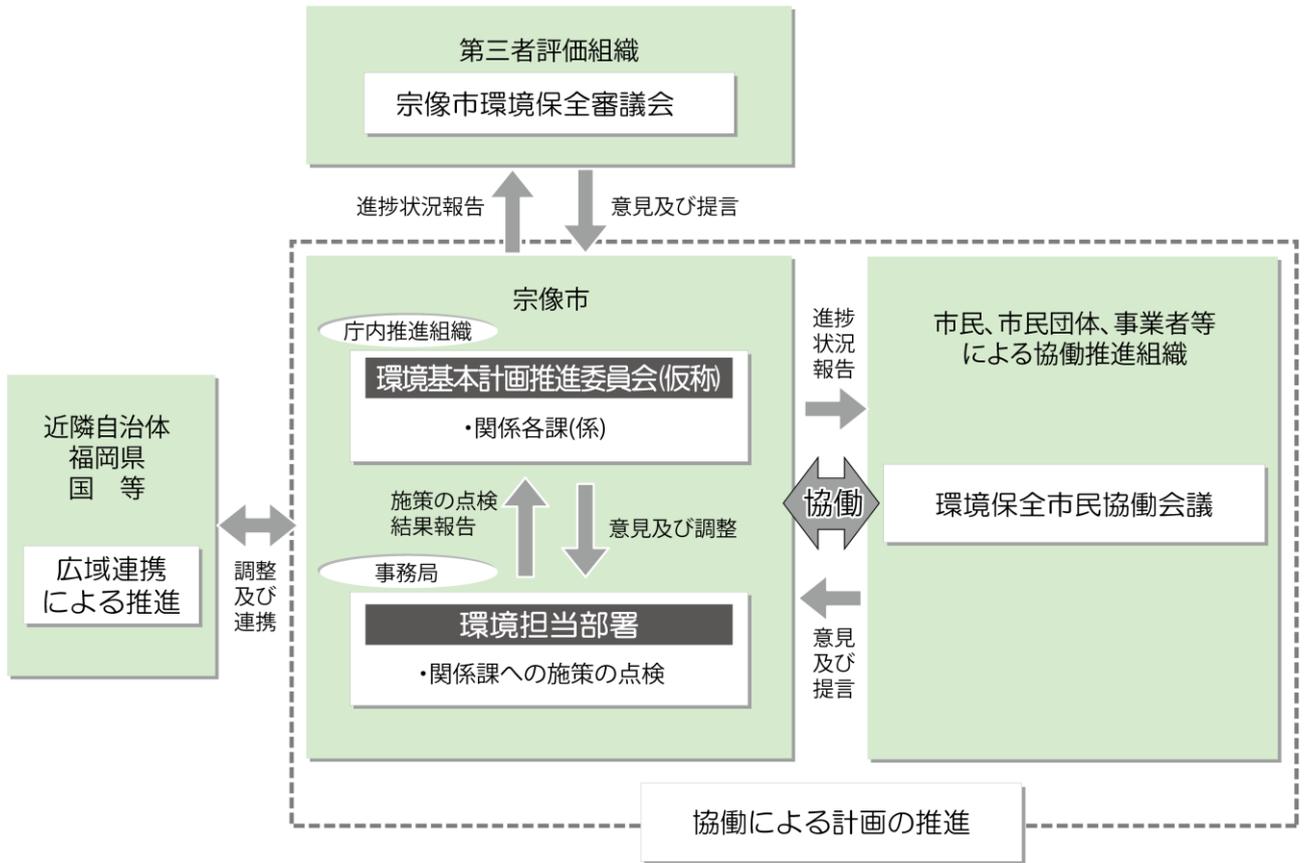
具体的には、事務局で作成するチェックシート等を用いて、施策や目標等の進捗状況を把握、確認します。また、各部署で計画、実施している環境配慮型事業や取り組み等に関する情報は、部や課、係を超えて連携、協力しながら、情報を共有するための仕組みづくりを進めていきます。

(3) 宗像市環境保全審議会

環境基本計画の進捗状況を第三者評価組織である環境保全審議会に報告し、評価を受けることとします。その際には、施策や目標等の進捗状況を示したチェックシート等を含む報告書を提出します。

(4) 広域連携による推進

宗像市単独では推進できない広域的な取り組みなどについては、近隣自治体や福岡県、国の関係機関などとの調整や連携を図りながら推進する体制を構築していきます。



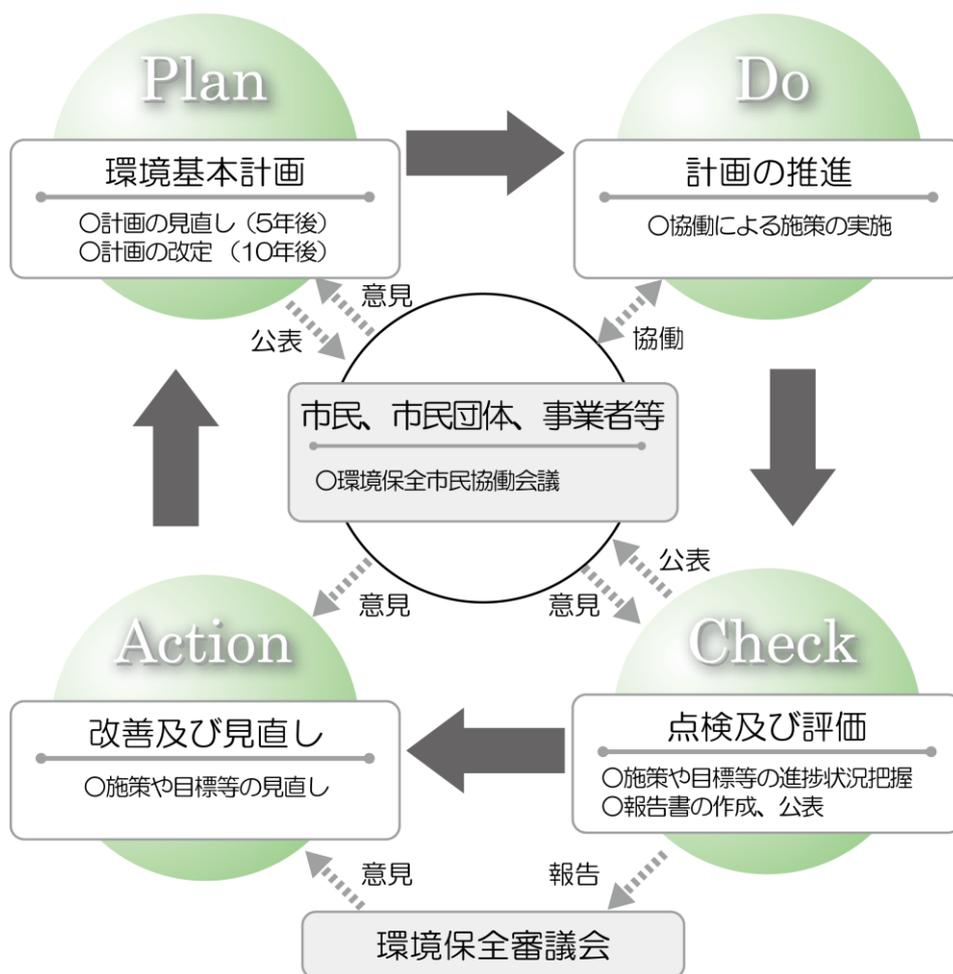
■計画の推進体制

2. 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、Plan(環境基本計画)、Do(計画の推進)、Check(点検及び評価)、Action(改善及び見直し)という継続的な進行管理を実施する PDCA サイクルによる進行管理システムを導入し、進めていきます。

また、適切な進行管理を行うためにも、「環境保全市民協働会議」などの協働のための重要な組織の意見を十分に聴きながら進めていきます。

なお、点検及び評価で実施する施策や目標等の進捗状況については、報告書としてとりまとめ、宗像市環境保全審議会で評価を受け公表するものとし、その後の取り組みの改善に活用していきます。



■計画の進行管理